

桂川町告示第17号

令和3年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年2月16日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和3年3月2日

2 場 所 桂川町議会議場

---

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月9日に応招した議員

---

○3月17日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和3年3月2日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町副町長の選任
- 日程第7 同意第2号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第9 承認第1号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第10 承認第2号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(専決第7号)
- 日程第11 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更
- 日程第12 議案第2号 桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更
- 日程第13 議案第3号 町道路線の廃止及び認定
- 日程第14 議案第4号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定
- 日程第15 議案第5号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第6号 桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第7号 桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第20 議案第10号 令和2年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議案第11号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第22 議案第12号 令和3年度桂川町一般会計予算  
日程第23 議案第13号 令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
日程第24 議案第14号 令和3年度桂川町土地取得特別会計予算  
日程第25 議案第15号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算  
日程第26 議案第16号 令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第27 議案第17号 令和3年度桂川町水道事業会計予算  
日程第28 報告第1号 専決処分の報告（工事請負契約の変更について）
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 総務経済建設委員長報告  
（1）道路管理について  
日程第4 文教厚生委員長報告  
（1）教育環境整備について  
日程第5 議会広報委員長報告  
（1）議会広報の編集及び発行について  
日程第6 同意第1号 桂川町副町長の選任  
日程第7 同意第2号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任  
日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦  
日程第9 承認第1号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）  
日程第10 承認第2号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）  
日程第11 議案第1号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更  
日程第12 議案第2号 桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更  
日程第13 議案第3号 町道路線の廃止及び認定  
日程第14 議案第4号 桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定  
日程第15 議案第5号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
日程第16 議案第6号 桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定  
日程第17 議案第7号 桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定  
日程第18 議案第8号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第19 議案第9号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定  
 日程第20 議案第10号 令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）  
 日程第21 議案第11号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
 日程第22 議案第12号 令和3年度桂川町一般会計予算  
 日程第23 議案第13号 令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
 日程第24 議案第14号 令和3年度桂川町土地取得特別会計予算  
 日程第25 議案第15号 令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算  
 日程第26 議案第16号 令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第27 議案第17号 令和3年度桂川町水道事業会計予算  
 日程第28 報告第1号 専決処分の報告（工事請負契約の変更について）

---

出席議員（10名）

1番	原中 政廣君	2番	林 英明君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	下川 康弘君
9番	竹本 慶吉君	10番	青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	北原 義識君
税務課長	秦 俊一君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	川野 寛明君	産業振興課長	大屋 智久君

子育て支援課長 …………… 江藤 栄次君      水道課長 …………… 山本 博君  
学校教育課長 …………… 平井登志子君      社会教育課長 …………… 原田 紀昭君  
王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君      社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

---

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和3年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、青柳久善君、3番、柴田正彦君を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月17日までの16日間に決定しました。

これより、町長に行政報告、令和3年度の施政方針及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

三寒四温の言葉どおり、春の訪れが間近に感じられる季節になりました。

現在、新型コロナウイルスの感染症の終息に向けて様々な取組が展開され、福岡県は先月末をもって緊急事態宣言が解除されましたが、はっきりした見通しは立っていない状況にあります。引き続き感染防止の取組が求められているところです。

また、今年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催や10月に任期満了を迎える衆議院議員の選挙、さらに福岡県においては知事の辞職に伴う選挙が行われるなど、重要案件が山積し、予断を許さない状況にあります。

さて、本日は、令和3年第1回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公

私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告、令和3年度施政方針及び本日御提案します議案等の提案理由について御説明いたします。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関する状況等についてですが、本町における2月末日現在の感染者数は9人です。ほかの市町村に比べますと少ない状況にあります。このことは、町民の皆さんの感染防止対策に対する御理解と御尽力のたまものであり、心から敬意を表したいと存じます。

また、国の地方創生臨時交付金等を活用し、町の独自事業として、学校給食費の免除や住宅改修特別促進事業、新生児に対する特別定額給付金の支給など、延べ49の事業に取り組むとともに、公共施設の利用制限をはじめ感染防止に向けた取組を実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症対策の切り札として期待されていますワクチンの接種については、現在、国の方針により、医療従事者に対して先行接種が行われていると聞いていますが、高齢者や一般住民の皆様の接種については具体的な情報がなく、国策も流動的などころがあります。

本町では、国や県と連携を図るとともに、飯塚市、嘉麻市並びに飯塚医師会等と協議し、住民の皆様の速やかな接種を最優先課題として取り組んでまいります。当面は、4月から始まる予定の高齢者の方への接種券の準備、接種時期や具体的な方法等について協議・調整を行っているところです。今後、ワクチン接種に関する内容等が決まりましたら早急にお知らせしますので、よろしく願いいたします。

コロナウイルス対策事業のそれぞれの事業内容については、町のホームページや町報「けいせん」、臨時発行のチラシ等でお知らせしています。また、関連する予算を本定例会に計上しますので、改めてお知らせしたいと考えています。

次に、本年3月31日をもって退職します職員は4名です。このうち定年による退職者が2名、他の2名は勸奨退職によるもの1名、自己都合によるもの1名となっています。

なお、4月1日採用予定者は、一般職4名、保育士2名、保健師2名を内定しているところです。

次に、第6次総合計画については、先日、総合計画審議会会長から答申を頂きましたので、本定例会の会期中に追加提案したいと考えています。

今回の計画は、「自然と文化が息づく笑顔あふれるまち“けいせん”」を町の将来像とし、各分野における目標達成に対する進捗度を分かりやすくするための成果指標の設定や平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」SDGsを表記し、総合計画の施策との関係性を示しています。

審議会委員の皆様には、長期間にわたり住民アンケート調査や各課のヒアリングシート、中学

生のワークショップなどを基に御審議をいただき、総合計画の答申を賜りました。心から感謝申し上げます。

次に、今年度策定を進めています第2期桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、第1期に引き続き、定住・教育・産業・王塚古墳の4本の柱を施策に掲げ、評価指標を設定し、目標達成を目指してまいります。また、桂川町の特色ある教育に関する情報発信や大学・高校と連携したまちづくりに関する取組、あるいはSociety 5.0、SDGsなど、新たな施策を導入しているところです。

次に、ふるさと応援寄附金については、本年度1億円を超える寄附を頂いています。本年1月末時点の実績は、件数では1万52件、金額では1億681万円となっています。今後は、寄せていただいた寄附金を有効活用し、町の情報発信につなげていきたいと考えています。なお、当事業は、自主財源の確保につながると同時に地域産業の育成・振興に資する施策でありますので、今後ともPRの強化や返礼品の充実など、積極的な取組を進めてまいります。

次に、桂川駅自由通路等の整備につきましては、現在、自由通路及び新しい駅舎の内装工事がほぼ終了し、駅舎内のサイン等を取りつける作業を行っています。1月末時点の進捗率は96%であります。また、南側交通広場は、駅前道路の舗装が完了し、歩道のインターロッキングや駐車場付近の舗装工事を進めているところです。

工事の進捗に伴い、九州旅客鉄道株式会社と締結している桂川駅自由通路等整備工事の基本協定において、工事費の減額と期間の延長について変更する必要が生じたので、協定の変更に関する議案を本議会に提案しています。なお、工事期間中に使用した仮駅舎や既存の跨線橋等の撤去については、新駅舎開業後の令和3年度に行う予定です。

なお、自由通路の開通式については、町制施行80周年のお祝いと併せて3月21日に行う計画です。コロナウイルスの感染予防のため、ささやかな催しになりますが、桂川町の将来の発展を期して、これからのまちづくりの重要な生活基盤として利活用を図るとともに、周辺地域の活性化に努めてまいりたいと考えています。

近隣住民の皆様、駅利用の皆様には、長期間にわたり多大なる御迷惑をおかけしました。皆様の御協力により順調に工事を進めることができましたことを、この場をお借りしまして心よりお礼申し上げます。

また、桂川駅南側駐車場の新設等に伴い、桂川町駐車場条例の一部を改正する条例を上程していますので、よろしく申し上げます。

次に、町営住宅二反田団地B棟の建設については、造成工事及び敷地内道路の整備が完了しています。B棟は、6階建ての鉄筋コンクリート造りで、計画戸数は47戸です。来年度には建設工事に着手することになります。

次に、公共施設の個別計画については、日常的に不特定多数の人が利用する施設や災害時等の避難所に指定されている施設など、計15施設を対象に老朽化対策等に関する方針を定めることとしています。計画を基に施設の適切な運用と維持管理を図ってまいります。

次に、県道豆田稲築線（九郎丸工区）、つまり、桂川町役場横から国道200号までの道路改良工事については測量業務が完了し、道路詳細設計が行われていると報告を受けています。今後、用地の確保や学校施設とのアクセス道路の整備など、いろいろな課題がありますので、県と連携を図りながら早期実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、公有地の中で利活用が可能な遊休地については積極的に利活用できるように、その対応策の検討が必要であり、今後のまちづくりの課題解決や移住・定住者向けの住宅や宅地の提供のためにも早急に取り組まなければならないと考えています。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合のごみ処理施設再編計画については、昨年の12月議会で再編計画に係る3つの方針について御報告をした後、桂苑がある九郎丸区の役員の皆さんに御説明をいたしました。町民の皆さんには、広報「けいせん」3月号でお知らせすることとしています。

次に、本町が加入している福岡県介護保険広域連合は、高齢者1人当たりの介護給付費の実績に応じて、構成市町村をAからCまでの3つのグループに分け、グループ別に保険料を設定し、3年ごとに見直しを行っています。

平成30年度から令和2年度までの3年間は第7期に当たり、来年度からの3年間は第8期になります。本町は、過去において保険料が最も高いAグループのときもありましたが、近年では皆さんの介護予防や健康増進の取組により、Bグループとなっています。今後とも、介護予防事業や健康診査等の取組を強化する必要があると考えています。

次に、福岡県は国民健康保険運営方針として、県内市町村の保険料水準の均一化を目指すため、令和5年度までを制度定着期間、令和6年度以降は均一化移行期間として取組を進める方針を策定しました。

本町もこの運営方針に沿って、現在、国保税算定方式としている4方式を、県が標準方式として示す3方式に見直す必要があります。今後、課題等の整理に努め、準備を進めてまいります。

次に、現在、策定作業を進めております第2期地域福祉計画、第6期障がい福祉・第2期障がい児福祉計画、第8期高齢者福祉計画、第2期男女共同参画基本計画につきましては、それぞれの施策推進協議会委員の皆様に御協議をいただき、現在、最終的な取りまとめ作業を行っているところです。

次に、農業振興については、農地や農道、水路等の農業環境保全のため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した支援を継続してまいります。

また、福岡県やJ Aと連携して、農業次世代人材投資事業を活用し、新規に就農する青年農業者の支援に努め、地域農業の活性化につなげたいと考えています。

次に、桂川中学校のすぐ横にあります七浦溜池は、老朽化のため斜樋管が閉塞した状況になり、ため池機能の回復と防災上の改修工事が必要になっています。このため、県農林事務所と協議を行い、県営事業としてため池改修工事に取り組んでいただくことになりました。

令和3年度は調査・測量を実施し、その結果を見て事業の計画を立て、取組を進めることになります。なお、工事の実施に当たっては一定の町の負担金が必要になります。

次に、プレミアム付き商品券の発行事業については、県から地域経済の活性化に積極的に取り組んでいくため、10%の補助を予算化している旨の通知がありました。これを受けまして、本町は、実施主体であります商工会と協議を行い、昨年の状況を参考にしながら事業支援に取り組んでいきたいと考えています。

次に、保育所民営化に向けた取組として、桂川町保育事業の在り方について見直しを行うため、昨年4月より庁舎内検討委員会、県子育て支援課との協議等を踏まえ、本年2月19日に開催しました桂川町子ども・子育て会議において、保育事業整備計画案の趣旨説明をさせていただきました。会議の次回開催時に委員の御意見を取りまとめ、町民の皆様へパブリックコメントを実施したいと考えています。

本町においては、多様化する子育てニーズへの対応、保育施設環境の改善、保育士確保、待機児童の解消等を進めることは喫緊の課題であります。このための方策として、国の交付金の対象となる保育所の民営化計画を進めてまいります。

なお、児童福祉法において、監護を必要とする児童等の保育実施については市町村の責務とされていますので、1施設は町立保育所として継続し、責務を果たしていきたいと考えています。

次に、教育環境の整備の中で早急な対応が必要とされる学校施設は、桂川小学校の屋上の雨漏り防止工事と外壁の塗装工事であると認識しています。このため、国の令和2年度第3次補正予算で示された文部科学省の長寿命化改良事業を活用して実施したいと考えています。なお、この予算は補正予算であるため、令和2年度の一般会計補正予算書（第4号）に計上していますので、よろしくお願いいたします。

また、学校給食共同調理場の調理室等の温度管理を行うスポットクーラーが経年劣化しているため、国の第3次補正予算に伴う補助事業を活用し、新たなエアコン方式に変更したいと考えています。

次に、住民センター大ホールの空調・換気設備改修工事については、現在、順調に工事が進捗しています。本年1月末に既設機器の撤去が終わり、今月中旬には完成する予定です。

次に、地域コミュニティの活性化を目的に創設した地域はつらつ応援成金事業は、本年度

で3年目となりますが、コロナ禍により、地域分館の事業は減少しています。令和3年度は、事業の情報共有やコロナ禍でも行える事業の情報を提供するなどの取組に努め、地域活動の推進を図りたいと考えています。

次に、図書館の利用に関する取組ですが、図書館機器をリプレースしましたので、4月から、貸出し中の本の借入れ予約をパソコンやスマートフォンのインターネットでウェブ予約ができるようになります。今後も、読書の推進と住民の方々の交流の場として利用しやすい環境づくりを進めていきたいと考えています。

次に、令和2年度中に策定します特別史跡王塚古墳保存活用計画に基づき、町のシンボルにふさわしい王塚古墳のより効果的な公開、活用及び観光に取り組んでいきたいと考えています。そして、王塚古墳の文化遺産としてのすばらしさを全国に発信できるよう、専門家の指導を受けながら、国・県との連携を強化してまいります。

次に、令和2年度の一般会計予算について、概略の御説明をいたします。

まず、承認第1号令和2年度桂川町一般会計補正予算の専決第6号については、ふるさと応援寄附金の金額が予算を上回りましたので、その事業に関わる経費と、新型コロナウイルス感染症対策に関わるワクチンの接種体制確保事業費を追加し、予算の総額を80億4,439万8,000円に定めたものでございます。

次に、承認第2号令和2年度桂川町一般会計補正予算の専決第7号は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付内示額1億277万6,000円のうち、5,552万9,000円を財源に実施する事業として、生活困窮者支援給付金給付事業や感染症拡大防止協力事業者応援事業など、本町独自の新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業費と、国の補助事業を活用して実施する高齢者等のPCR検査事業費を追加し、予算の総額を81億101万2,000円に定めたものでございます。

なお、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付内示額の残額4,724万7,000円については、令和3年度の補正予算として追加計上し、4月以降、つまり新年度も引き続き実施する緊急支援対策事業の財源として活用してまいります。本定例会の中日に、令和3年度一般会計補正予算（第1号）として追加提案したいと考えていますので、よろしく申し上げます。

次に、議案第10号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）は、補正額1億9,238万7,000円を追加し、予算の総額を82億9,339万9,000円に定めようとするものでございます。

今回の補正の主なものは、先ほど述べました桂川小学校の屋上の防水工事及び外壁の塗装工事と、学校給食共同調理場の空調工事です。なお、工事等のスケジュールの関係上、両事業とも当

該予算を令和3年度に明許繰越しいたします。

また、桂川駅自由通路等整備事業に係る継続費については、九州旅客鉄道株式会社との基本協定の変更に伴い、事業費の減額と期間延長を行うものです。

このほか、決算を考慮した精算見込み等による補正額を計上しています。

以上が、令和2年度一般会計補正予算（第4号）の主な内容でございます。

次に、令和3年度一般会計予算について御説明します。

総務省が示した令和3年度の地方財政対策の概要は、「極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された新経済・財政再生計画を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上、支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする」とされたところです。

このような状況の下、本町の令和3年度予算は、対前年度比2.8%減の57億6,957万7,000円と定めています。

それでは、予算の主な内容について御説明します。

まず、歳入予算の1款町税ですが、固定資産税と軽自動車税及び町たばこ税は、実績を勘案して前年度とほぼ横ばい状態になるものの、町民税においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、個人分、法人分ともに減収の見込みで、町税全体では、前年度より6.1%、金額にして7,133万4,000円減の10億9,804万円を計上しています。

次に、11款地方交付税ですが、地方公共団体に交付される地方交付税の国全体の総額は17兆4,385億円であり、前年度と比べプラス5.1%、8,503億円の増となっています。本町の場合、普通交付税においては、前年度決定額からプラス2.6%の17億5,766万7,000円を見込んでおり、当初予算の計上額を16億4,979万2,000円としています。また、特別交付税は、直近の実績値であります令和元年度決定額から、マイナス20%程度を見込み、2億円を計上しています。

次に、18款寄附金は、前年度より6倍強に当たる1億円を計上しています。これは、令和2年度のふるさと応援寄附金の受入れ実績に基づいて計上したものです。

次に、19款繰入金では、財政調整基金のほか3基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰入れを行っています。財政調整基金につきましては、前年度より2,000万円減の2億円、また、公共事業整備基金につきましては、前年度より1億円減の4,000万円を計上しています。

続きまして、歳出予算についてですが、2款総務費において、ふるさと応援寄附金事業費や地方創生結婚新生活応援事業補助金などの取組のほか、新規事業として、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく移住・定住奨励事業や、空き家・空き地のデータベース化などを進めていきたいと考えています。

次に、3款民生費では、児童福祉や障がい者・高齢者福祉など、町民の皆様の社会生活に必要な経費を計上しています。新規事業では、飯塚市、嘉麻市と連携して実施する定住自立圏病児保育事業負担金や、土師保育所、吉隈保育所での英語指導業務委託料、災害時に避難所となる総合福祉センターでの安全確保のためのガラス飛散防止フィルム貼り委託料などを計上しています。また、子ども医療制度の拡充に係る経費については、増額の措置をしているところです。

次に、4款衛生費では、各種予防接種や健康増進、食育、ごみ処理などの関係経費を計上しています。新規事業としては、小児がん等の治療のため、造血細胞移植を行った方に対する任意予防接種ワクチン再接種費用補助金を計上しています。また、第2期の健康増進計画・食育推進計画策定に取り組んでまいります。

次に、5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料や若年者専修学校等技能習得資金貸与金などを計上し、6款農林水産業費では、農地・農業用施設の保全管理活動のための多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、荒廃森林整備事業費などのほか、水利施設の改修事業費を計上しています。

次に、7款商工費では、商工業の振興や消費者行政、観光に関する経費を計上し、8款土木費では、道路橋梁の維持・改良費や町営住宅二反田団地B棟建設事業経費などを計上しています。なお、住宅の本体建設に係る事業費の総額を10億2,881万8,000円とし、工事期間を令和3年度と4年度の2か年とする継続費を設定しています。

次に、9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や、町消防団の組織運営・装備充実に係る経費を計上しております。

また、10款教育費では、小中学校における30人学級の継続や習熟度別授業を行うけいせん学力アップ推進事業、土曜学習教室、セカンドスクール事業等、教育環境の充実を図る取組や地域公民館の建設費補助金、国特別史跡・王塚古墳の保存活用計画に基づく再整備研究費、また、東京2020オリンピック聖火リレーに係る開催地負担金などを計上しています。

以上が一般会計予算の概要でございます。

今後とも、限られた財源で最大の事業効果が得られるよう努力してまいりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、お願いいたします。

なお、本日御提案します議案は、桂川町副町長並びに桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件が2件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問が1件、令和2年度一般会計補正予算の専決処分の承認が2件、福岡県市町村退職手当組合の規約の変更に関するもの1件、桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更に関するもの1件、町道路線の廃止及び認定に関するもの1件、条例の制定に関するもの1件、条例の改正に関するもの5件、令和2年度補正予算が2件、令和3年度の一般会計及び特別会計予算が6件、専決処分の報告が1件の計23件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が御説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告、施政方針及び提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

12月議会定例会を終え、本議会まで延べ3回の委員会を開催いたしました。

桂川駅自由通路整備の進捗について、施設の周辺にあった足場が撤去され、新しい桂川駅の色鮮やかな外観が見えるようになりました。各施設の内装が出来上がり、現在、施設内のサインを取りつける作業が行われており、工事は順調に進んでおります。

また、南側の駅前道路等の整備につきましては、現在、周辺道路の舗装、歩道のインターロッキング、駐輪場整備などが施工中であり、今後は駅南駐車場の舗装に着手するとのことです。

次に、舗装の修繕については継続的に進められているところであり、令和2年度の実績として15路線、舗装面積およそ8,300m<sup>2</sup>を実施しております。

また、交通安全対策では、危険な交差点におけるカーブミラーや車止めのポールを設置、劣化した区画線や路面標示の引き直しなどを重点的に行い、安心、安全の確保に努めております。

これらの道路の維持管理は、皆様の快適な生活環境を守るために必要なインフラ整備の一つで

あり、ぜひ継続して行っていただきますようお願いいたします。

したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件について、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題いたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

文教厚生委員会では、12月定例議会以降、1月に2回、2月に2回、計4回の委員会を開催しました。王塚古墳、総合福祉センターひまわりの里、図書館を視察しました。

ひまわりの里では、特に光庭を視察しました。「こうてい」は「光」の「庭」と書きます。光あふれる庭という意味でしょう。工事が進行中でした。子供たちが太陽の下で楽しく安全に遊ぶことができる施設になりそうです。

今後とも、教育環境整備のために視察が必要です。

つきましては、教育環境整備について継続審査をお願いし、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

1 2月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集及び発行について協議を行い、本年2月2日に第32号を発行いたしました。

当委員会では、引き続き「けいせん議会だより」第33号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意2件、諮問1件、承認2件、議案17件、報告1件であります。

同意第1号、2号、諮問第1号、承認第1号、2号、議案第1号は本日即決していただき、議案第2号から議案第11号については、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託します。

議案第11号については、9日の本会議で採決を行い、議案第2号から議案第10号については、17日に採決を行います。

議案第12号から議案第17号までについては、本日、説明を受け、9日の本会議で質疑を受けた後、各常任委員会に付託いたします。4日間で審議をしていただき、17日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

---

## 日程第6. 同意第1号

○議長（原中 政廣君） 同意第1号桂川町副町長の選任について同意を求める件を議題といたします。

この同意案件については、山邊総務課長が当事者でありますので、退席をお願いいたします。

〔総務課長 山邊 久長君 退席〕

○議長（原中 政廣君） 本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第1号桂川町副町長の選任について御説明します。

本件は、桂川町副町長の選任について、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在、副町長として務めていただいております森田増夫副町長が本年3月31日をもって退職され、県職員に復職されることから、その後任について提案するものでございます。

提案に先立ち、改めまして、平成31年4月から2か年にわたり、本町のまちづくりの推進、発展のために、誠心誠意御尽力いただきました森田副町長に、この場をお借りし、心から感謝申し上げます。

その後任として御提案しますのは、住所は桂川町大字土師1番地396、氏名は山邊久長氏、昭和36年4月22日生まれの59歳でございます。

山邊氏は、昭和59年3月に九州共立大学経済学部を卒業され、同年4月に株式会社寿屋に入社、昭和62年3月に同社を退社後、同年4月に桂川町役場に職員として採用されています。以来、桂川町役場職員として勤務に就かれ、平成25年4月からは学校教育課課長、平成26年4月には水道課課長、平成27年4月からは企画財政課課長、そして平成30年4月から総務課課長を歴任され、現在に至っておられます。

山邊氏は、温厚で真面目な性格の持ち主で、桂川町を愛し大切に思う気持ちが、人一倍強い人物であると評価しています。また、責任感が強く、物おじしない人柄であり、仕事上の困難な事案に対しても、その解決のために熱心に努力を重ねるタイプであります。そして、部下の職員を含め、多くの人の信頼も厚く、今回の新型コロナウイルス感染防止対策についても中心的な役割を担ってきました。

時代が激しく変化、進展していく中、まちづくりの課題も複雑多岐にわたり、住民のニーズも

多様化しています。そのような大切な時期において、町職員としての信頼関係を育み、町民の皆様の期待に応え、将来をしっかり見据えたまちづくりのために知恵を絞り、汗をかくことをいとわない山邊氏に期待するところ、大きなものがございませう。

桂川町職員として34年間勤務された経験と、町の隅々にわたる知見を持っておられる山邊氏は、桂川町の副町長として適任であり、本町のさらなる発展、振興のために力を発揮される方だと確信いたしております。

どうか、議員各位の御同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います、本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意を願ひます。

それでは、質疑を行います。大塚君。

○議員（5番 大塚 和佳君） 3点の質問をいたします。

まず1点目ですが、今まで福岡県から3名の方が副町長として来てありますが、通算、何年であったか。

2点目は、県とのパイプ役として招聘をされたと思っておりますが、どのような件でパイプ役として仕事をさせていただいたのでしょうか。

3点目は、今まで福岡県庁から来ていただきましたが、なぜ今回、地元の桂川町から副町長にしたいと提案されたのか、その理由を教えてください。お願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず最初の県からの分ですけれども、これは通算しますと8年になると思ひます。ごめんなさい、9年です。通算で9年になります。

それから、パイプ役としての活用、これは一つ一つ挙げれば切りがないんですけれども、まちづくりの中でいろんな課題があつて、県庁との協議をする折につきましても、そういう県庁の窓口、あるいは担当する人とのコンタクトを取る、そういういろんな面で生かされておりますし、また、私どももそういう意味では県にお願ひに行く場合もございませうが、そういう中での一つ一つについて、県のほうも職員を派遣しているという、そういう面での心配りといひますか、そういうものは感じられたところございませう。

それから、なぜ今回、県ではなくてということですがけれども、これは正直に申し上げまして、以前から桂川町関係者で副町長をつくるということは大きな課題であると思ひておりました。なかなかそういう状況にこれまでならなかつたというのが、もう率直なところだす。今回、先ほど申し上げました山邊総務課長につきまして適任であると、そのように私自身が確信をいたしましたので、議員の皆さんにお願ひをしているところございませう。

○議長（原中 政廣君） ほかに。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 私は、議員になって、まだ3年目ですので、全て県庁におられた方が見えていて、また終わったら戻っていかれるという方で、地元の副町長という存在を、お付き合いが全くありませんので、比較にはならないので云々言うことはないし、次になられる方も、うん、いいよねとは思っているんですが、ちょっと質問したいのは、今の話の中で、あくまでも県の意向ではなくて、これは町の意向でそうするんだということが分かりました。

それで、1点、問題に今後なるのは、パイプ役としてというのを常々町長言われていたし、そういう意味では必要なのかなと僕も思っていたんですが、今後は、それがあある面、なくなってくるんですが、その部分はどのようにされていかれるんでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 当然のことながら、状況としては変わってくると思います。で、県とのパイプは、これはもうこれまでも培ってきたものがありますし、今後は新たにつくっていかなければいけない部分はあると思います。

そういう中で、これまで副町長に担っていただいた部分が合ったわけですけども、それは今後、新しい副町長も含めて、私どもも努力をしていく必要があると思っております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 副町長の任務というのは、町長を補佐し、その補助機関たる職員 の担任することを監督する特別職の公務員であり、町長が欠けたときには、その職責を代行しなくてはならない重要な職務であると私は認識しておりますので、3点ほどお尋ねしたいと思いま す。

まず1点目、大塚議員の質問と重複するかも分かりませんが、町長が町内の方を選任することについて、私は賛成ですが、なぜ山邊課長を選任するのか、その根拠。何か山邊課長のこ ういうところが突出している、すごいから、こういうところを今後協力しながらですね、やっ ていきたいと、そういうふうを考えているのかなというふうに思いましたので、そここのところを説明 していただきたいと思いま す。

2点目についてですが、山邊課長は、今まで行政上、賞罰はありましたでしょうか。あれば、 具体的に教えていただきたいと思いま す。

3点目は、給料と退職金についてです。前任者は県からの派遣でありましたので、退職金は発 生しないと思いますが、今度、副町長になられる方は、給料や退職金はどうなるのでしょうか。 そこのところの説明を求めたいと思いま す。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 最初の質問の、なぜ山邊課長ということでしたけども、これ、先ほど提 案理由の中で申しました。もうそこに取りまとめておりますので、御理解願いたいと思いま す。

いわゆる、私からしまして適任者であると、そのように判断したところでございます。

それから、賞罰については伺っておりません、ないと思います。

それから、退職金とか給料ですけれども、これは条例にのっとってやっています。また、退職金については退職手当組合がありますので、そちらのほうの規定にのっとって処理されますので、ここで具体的な数字と言われましても、ちょっと資料を持っておりません。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私は、この同意1号に賛成の立場ですが、一言意見を述べさせていただきます。

本町におきましては、同和行政をいつまでも続けるのではなく、高過ぎる国保税の引下げなどを実施し、町民に寄り添った行政を、今後、副町長とともに実行していただきたいということを切望いたします。

○議長（原中 政廣君） これから、同意第1号桂川町副町長の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、7番、北原裕丈君、8番、下川康弘君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（原中 政廣君） それでは、投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（原中 政廣君） ただいまから投票を行います。



ず」を座右の銘として、森田副町長をはじめ、先輩副町長の残していただいた道筋を大切にしながら、学ぶこと、努力することを忘れず、誠心誠意仕事に向かいたいと決心した所存でございます。議員の皆様方におかれましては、今後、格別の御指導と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

〔総務課長 山邊 久長君 着席〕

○議長（原中 政廣君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時20分でお願します。暫時休憩。

午前11時10分休憩

-----  
午前11時20分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

#### 日程第7. 同意第2号

○議長（原中 政廣君） 同意第2号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第2号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員の塚崎恵治氏は、本年4月9日をもって任期満了を迎えられますので、その後任として、住所は桂川町大字土師3993番地35、昭和40年4月5日生まれの子八児賢一氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

八児氏の経歴等については、別紙に参考資料として添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

八児氏は、平成元年3月に八幡大学、現在の九州国際大学経営経済学部を卒業され、平成元年4月から株式会社新出光に入社、平成4年5月に同社を退社後、株式会社オリオンガスに入社され、平成6年9月に専務取締役役に就任、平成19年5月から代表取締役役に就任されています。現在55歳で、心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員として、その職務を全うしていただけるものと確信しています。

御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私

生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。ことより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

### 日程第8. 諮問第1号

○議長（原中 政廣君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

現在、人権擁護委員として務めていただいております齊藤裕委員の任期が本年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏の再任についてお願いするものでございます。

齊藤氏は、住所は桂川町大字土師1番地234、昭和24年8月12日生まれの71歳でございます。

次のページに参考資料を添付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

齊藤氏は、昭和47年3月に近畿大学九州工学部建築学科を卒業され、同年4月から村本建設株式会社に入社、昭和57年9月に同社を退社後、株式会社飯田工務店に入社され、平成28年11月に退社されています。この間、一級建築士として、建築業務に携わってこられました。

齊藤氏は、性格は温厚で、スポーツ好きの明朗闊達なお人柄で、多くの人たちから慕われる人です。また、地元笹尾一区の区長として活動されるとともに、桂川東小学校のアンビシャス運動や子供たちの見守り隊に参加されるなど、大変人望の厚い方です。平成30年7月から人権擁護委員として御活躍いただき、現在1期目でございます。

齊藤氏は、地域の発展及び住民の安全、安心のために少しでもお役に立ちたいとの希望が強く、これまでの豊富な経験を生かして、町民の皆さんの基本的な人権を擁護すると同時に、町民の皆

さんの多岐にわたる相談事、心配事に的確に対応できる方であります。

議員各位の御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないよう御注意願ひします。

それでは、質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 1つお聞きします。

齊藤さんに対して、もう全然同意なんです。この人権擁護委員の任期と、その前の固定資産税評価委員を大体2期ぐらいをめぐるとのこと、私聞いたことがあるんですが、この人権擁護委員さんも何期とかいう大体めぐるとかがあるのか、いや、できる範囲だったら、ずっとしてもらっていいということなのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 別に規定があるわけではございません。固定資産のほうも法的な規定があるわけではありませぬ。ただ、これまでの慣例としてそういうことを、要するに固定資産の場合には2期までという、あまり同じ方が長くなると、固定資産の評価ですから、長くなるとあまりよくないということもあります。

で、人権擁護委員のほうは、これはむしろ経験が非常に必要になってきますので、私どもとしては、ちょっと言い方は悪いかもせぬけれども、逆に、なる人が少ないんですよ、心配事、相談事の対処ですから。ですから、そういう意味では、御本人希望があればですね、できるだけ優先したいと、そういう気持ちでおります。

○議長（原中 政廣君） ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この齊藤さんに再任をするということなんですけれど、その再任する理由といいますかね、この方が人権擁護委員として、光ってるちゅうか、不服等やってくるとか、そういうもの、気がついたところがあって、やはりまたですね、引き続きこの方にやっていただきたい、人権擁護ということだから、みんなに平等にということとは分かりますけれど、先ほどの説明でもいろんなことをおっしゃいました。しかし、それはありきたりのそういうことであって、私も個人的に知っておりますから、あの人の人となりはよく存じておりますけれど、町長から、人権擁護委員としてのそういう仕事を通じて、こういうところがいいよと、だから、私はこの方をもう一度、人権擁護委員として推薦したいと、そういうふうにご考慮されるのか、何かありましたら一言説明を求めたいと思ひます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、人権擁護委員の大きな役割としましては、そういう心配事とかを

持っておられる方の相談を受けるのに適した性格であるかどうかということが一つあります。

それともう一つは、やはり守秘義務ですね。個人情報をもとに受けるわけですから、そういう意味では、やはり守秘義務をきちっと守れる方。齊藤氏については、そういう面では申し分ないと考えております。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。本件は齊藤裕さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、齊藤裕さんを適任とすることに決定しました。

---

### 日程第9. 承認第1号

○議長（原中 政廣君） 承認第1号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書10ページをお開きください。

承認第1号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）について説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年1月20日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,466万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,439万8,000円と定めたものでございます。

5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正です。

4款1項保健衛生費、新型コロナワクチン接種体制確保事業費2,062万6,000円を繰越明許費に追加するものです。

8ページをお開きください。

歳入でございます。

11款1項地方交付税597万1,000円の追加は、財源調整です。

次の9ページ、15款2項国庫補助金2,369万5,000円の追加は、新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金によるもの。

次の10ページ、18款寄附金では、年末におけるふるさと応援寄附金が想定を大きく超えたことによるもの。

次の11ページ、19款1項1目財政調整基金繰入金4,000万円の減は、歳入が歳出を超えたため、財政調整基金からの繰入れを減じております。

続きまして、歳出でございます。

2款1項6目企画費4,097万1,000円の追加は、ふるさと応援寄附金に対する返戻関連経費です。

4款1項2目予防費2,369万5,000円の追加は、新型コロナワクチン接種体制確保に係る人的体制の整備や健康管理システムの改修、印刷、郵送準備等に係る経費によるものです。

なお、一般会計予算につきましては、別紙で予算案集計表を予算関係ホルダーにつけておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しまし

た。

---

## 日程第10. 承認第2号

○議長（原中 政廣君） 承認第2号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書11ページをお開きください。

承認第2号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）について説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計補正予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、令和3年2月10日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、2月10日の全員協議会でも説明しましたように、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次交付内示額1億277万6,000円のうち5,552万9,000円を財源として実施する内容を主に追加しております。

内容については、予算書で説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。

補正額5,661万4,000円を追加し、予算の総額を81億101万2,000円と定めたものでございます。

補正の概要を説明させていただきます。

まず、5ページの第2表に示しております繰越明許費補正でございますが、2款1項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策消耗品配備事業880万円を繰越明許費に追加するものでございます。

8ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

11款地方交付税54万3,000円の追加は、財源調整です。

次の9ページ、15款2項1目総務費国庫補助金5,552万9,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第3次内示によるもの。

次の3目衛生費国庫補助金54万2,000円の追加は、高齢者等PCR検査等に対する疾病予防対策事業費国庫補助金によるものです。

10ページからは歳出です。

2款総務費1項1目諸費948万円の追加は、第3次桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支

援対策事業で、繰越明許費でも説明しました新型コロナウイルス感染症対策消耗品費や区長会助成金によるもの。

次の11ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費1,034万9,000円の追加は、第3次桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業であります生活困窮者支援事業、罹患者見舞金事業、民生児童委員協議会等助成金によるもの。

次の12ページ、4款衛生費1項保健衛生費1,535万円の追加は、第3次桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業であります医療機関等感染症対策支援事業費、PCR検査実施医療機関等応援事業費、一般廃棄物収集運搬業感染症対策支援事業費、国の疾病予防対策事業であります高齢者個人のPCR検査に対する医療施設へのPCR等検査委託料によるものです。

次の14ページ、7款商工費2,103万5,000円の追加は、第3次桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業であります住宅改修特別促進事業補助金や県からの夜8時以降、休業要請に応じた飲食店等に対し、1事業者当たり20万円を支援する感染拡大防止協力事業者応援金によるものです。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 感染拡大防止協力事業者応援事業費についてです。20万円が80件と、プラス事務費等が入ってまして1,602万8,000円と予算が組んであります。というよりも、これは専決で動いていると思います。

中小事業者に対しての支援については、ずっと言ってきました。第1回目の支援のときは、半数近くがそういった中小業者に対するもので、それはちょっと手厚過ぎるんじゃないかと言いました。

しかる後、コロナが長引くという状況、私の予想をはるかに超えて長引く中で、ここは手当てをせんでいいのかと逆に言いました。1回目に20万やったきりやったからです。バスをつくったり、エアコン入れるよりも、そっちが先じゃないかと述べてきました。そして、今回、20万円をというんですが、僕はこれは何でかの、今度また反対やから、いつも何か分からないんです。なぜなんですかというのは。

なぜかというと、1月16日から2月7日まで、県の支援で6万円、8時以降休業したら6万円行っているはずですが、行くはずですが。さらに、2月8日から3月7日も6万の予定が、福岡県は2月28日で終わりましたので、そこは6万、それ以降は4万円に、7日までなると思う。だから、1日6万円あれば、結構な店はほっとできるはずなんです。例えば、単純計算したら、

1月16日から2月7日、最大138万、2月8日から3月7日、6万円だったら、計算したら168万でした。これはちょっと減ります、4万に変わりますので。

で、それだけの収益を通常上げているのかなと、桂川の店が。中洲とかやったら分かりますよ。その6万円もらうのは、何ちゃ云々言っているんじゃないんです。そこに町が20万円上乘せすることは何でなんだろう、その意味がようと分からん。出すなら、もっと前やろう。ひよっとしたら、長引くなら後やろうと、何で今なのかが分からないので質問です。何で20万円掛ける80件が出ているのか教えてください。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 御質問にお答えします。

まず、御理解いただきたいのは、この応援金ですけれども、飲食店の営業時間短縮によります減収補填の意味合いではございません。

今回、福岡県を対象とした2回目の非常事態宣言が1月16日から開始されまして、2月28日をもって解除されました。それ以後、飲食店の営業時間の短縮は若干緩和されましたけれども、外食を避けるような、要はデリバリーであったりとか、テークアウトを利用して外食を避けるような生活様式が、この1年間で定着してきているというような状況がございますので、飲食店にとって厳しい状況というのは、今後も長く続く可能性がある。このような状況の中でも、感染症の拡大防止に取り組みながら町内で営業を続けておられます飲食店に対しまして、今後ずっと桂川町で営業続けていただきたいということで、応援するための応援金ということでございます。

それから、先ほど件数の件がございましたけれども、令和元年1月時点の経済センサスの飲食店関係の件数が46件ございました。で、それ以降等に、また、経済センサスでピックアップできていない事業者があるかもしれないということで、80件ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、9ページですね、国庫支出金のところで、3目で保健衛生国庫補助金のところで、54万2,000円のところで高齢者PCRのというふうに何か言われたように聞こえました。

それで、この高齢者に対するPCR検査をすることに対して、国から補助金が出るわけなんですね。そしたら、桂川町は出さなくていいんでしょうか。そして、その高齢者というのは何歳以上でとか、そういうことをもう少し詳しくお話ししていただけないでしょうか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

高齢者のPCR検査の事業でございますが、補助金につきましては、国2分の1、町が2分の1という形の負担割合になっております。

この助成につきましては、65歳以上の高齢者の方が対象です。ただし、65歳未満であっても基礎疾患ですね、肺とか腎臓とか慢性腎臓病とか、そういった基礎疾患をお持ちの方につきましても対象とする形にはなっております。ですから、基本的には65歳以上の高齢者の方を対象という形でさせていただいております。

で、要件としては、基本的には無症状、いわゆるせきあるとか発熱であるとか、そういったコロナに疑われるような方につきましては、まず病院のほうに受診をいただいて、行政検査を受けていただくと。で、そういう症状がない方、でも、そういう方と会合を持ったとか、気になるよという方につきましては、こういう助成を使っていただいて検査を受けれると。ただし、これはあくまで行政検査でございませぬので、一部自己負担を頂くというような形で制度設計をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 無症状者に対してPCR検査は行うということなんですね。そして国が2分の1、町が2分の1補助するわけですね。ということは、本人の負担はないわけですね。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） いえ、御本人さんの負担もございます。75歳以上の方につきましては、PCR、今回、2医療機関に委託をさせていただいておりますけども、飯塚市立病院につきましてはPCR検査、これはLAMP法という検査法でございますが、こちらにつきましては75歳以上の方は2,000円、それから75歳未満の方が6,000円、生活保護世帯の方は御負担なしと。それからもう1か所、済生会飯塚嘉穂病院のほうで行っていただきます抗原定量検査、これ、ちょっとPCR法とは違いますけども、同種の検査でございます。こちらにつきましては75歳未満が4,500円、それから75歳以上が1,500円、生活保護の方がゼロ円という形で、これは飯塚市、嘉麻市とも、いわゆる調整をかけさせていただいて、病院さんのいわゆる事務御負担もないような形で制度設計をさせていただいております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） いや、最初のとあれだから、ちょっとまた追加で出たような感じするんですけど。75歳以上と75歳未満の方についての、今説明をしてくださったんですね。

そして、その病院は、済生会は聞こえました。あと1か所。

それとあと一つは、済生会で、何とかが6,000円で、抗体ですか、病院によって、検査のあれが違うんですね。抗体というのは、唾液ちゅうか、そのことですか。

○議長（原中 政廣君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 御質問にお答えいたします。

厳密にPCR検査法、飯塚市立病院さんはPCR検査法にはなりますけども、この検査方法が幾つかございまして、いわゆるPCR検査の中でもLAMP法という検査法がございます。通常、保健所等で行っているのはリアルタイムPCR検査法とあって、ちょっと精度が高い検査法でございます。で、飯塚市立病院さんが導入されているこのLAMP法につきましては、若干精度は落ちますけども、いわゆる同種のPCR検査という形になっております。

で、済生会の飯塚嘉穂病院さんにつきましては抗原定量検査ということで、ちょっとPCRという、その検査の方法は違いますけども、この検査を受けることによって、コロナに感染しているかどうかというところ分かる検査法になっておまして、いわゆる唾液ですね、唾液をキットに入れていただいて病院のほうにお持ちいただくというような形で考えております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） もう3回です。

○議員（6番 吉川紀代子君） その病院によって、検査するあれが違うんですね。PCR検査というのは鼻に何か入れてこうすると思っていたんですけど、飯塚市立病院の場合は、鼻に入れてこうするわけですね。そっちのほうが高確率としたら悪いというわけですか。そしたら、済生会病院のほうです、抗何とかがおっしゃった、そっちのほうが高確率か陰性か陽性かという確率の判定としては高いというわけですか。私が新聞読んだ限りでは、反対だと思ったんですけど、そういうことですね。

それとあと一つは、無症状の方が検査をしてもらいたいと。そうしたときに、行くのは、私、市立病院に行こう、私は済生会病院に行こうと、自分勝手にぱっぱと行ってぱっぱとできるんですか。どっか申し込んどって、それで順番待ちとか、何かそういうことがあるんですかね。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員、もう3回なっています。（発言する者あり）町長、答えませんか。

○町長（井上 利一君） 答えるというか、ちょっと取りまとめで。

○議長（原中 政廣君） そしたら、町長お願いします。

○町長（井上 利一君） 今、説明はしましたけれども、非常に重要な問題でありながら、いろんなことが飛び交っていますので、聞いている段階ではなかなか分かりにくい、つながりにくい部分があります。資料を作って提示しますので、御了解ください。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（8番 下川 康弘君） 1つ、いいですか。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） 住宅改修補助金がありますね、1人、最高限度額30万円。あれが、この間の委員会でもちょっと出ていたんですが、補正予算組む前に、ちょっと申請して工事完了までが3月31日というふうに承ったんですが、今申請されてある方たちは3月31日で終わりそうなのでしょか。それを、課長、把握されていますか。そこ、教えてください。言うこと分かりますか。

○議長（原中 政廣君） もう一度、どうぞ。

○議員（8番 下川 康弘君） 住宅改修の補助金が出ておりますね、1人30万。500万というのが、ここに専決で上がっています。ということは、私たち説明を受けたときに、前回まで申請された方が何名、お金を支払ったのが幾らというのがずっと出ていたんですけども、補正予算で、これ第3次が出る前に、申請が一時止まったことがあるんですよ、申請受付が。だから、これが決まったから申請受け付けました。でも、これ、工事完了しないともらえないというふうに聞いております。3月31日までだったですね、でしょ。その申請の日にちによっては、工事完了しない方が出てくるんじゃないかということをやっと気になっていたもので。今申請してある方は3月31日で完了される方か、できない人がいるのか、それを教えてください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 議員の直接の質問にお答えするわけじゃないんですけども、実はまだ提案しきっていないんですが、国の3次補正の関係で、今言われました住宅改修については、非常に思ったよりも希望者が多いということと、それから期間がやっぱり、きちっと決められると、それまでに完了するかどうか分からないというような部分もございます。で、私どもの考え方としては、この事業については、年度を越しても継続して実施できるようにしたいというように考えています。

ただ、そのためには予算が必要です。その予算が必要ですから、その予算については、先ほど言いますように、令和3年度の一般会計の補正予算の中で提示をしていきたいと考えております。

○議員（8番 下川 康弘君） ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

○議員（8番 下川 康弘君） はい、結構です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号令和2年度桂川町一般会計補正予算（専決第7号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

### 日程第11. 議案第1号

○議長（原中 政廣君） 議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案書12ページをお開きください。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでございます。

本件の提案理由は、令和3年4月1日から田川地区広域環境衛生施設組合が新規設置されましたことにより、福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を増やし組合同約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の13ページをお願いいたします。

福岡県市町村職員退職手当組合同約の一部を変更する規約でございます。変更の内容について御説明申し上げます。

組合を組織する地方公共団体を示した別表第1、組合議会の議員の選挙区及び選挙すべき議員の数を示した別表第2において、田川地区広域環境衛生施設組合を加えるものでございます。

また、この変更に伴い、退職手当組合を組織する地方公共団体の数が、現在の79団体から80団体に変更になるものでございます。

14ページから16ページにかけて、新旧対照表を掲載しておりますので御参照ください。

なお、附則にて、本規約の施行日を令和3年4月1日と定めたとところでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時より再開いたします。暫時休憩。

午後0時00分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

## 日程第12. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第2号桂川駅自由通路等整備工事基本協定の変更について御説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

平成30年12月27日に議会定例会において議決を受けました桂川駅自由通路等整備工事に係る基本協定について、次のとおり基本協定の一部を変更するものでございます。

工事名、桂川駅自由通路等整備工事。

相手方、九州旅客鉄道株式会社。

協定額、変更前11億7,151万1,000円（消費税含む）、変更後10億9,788万6,000円（消費税含む）。

期間、変更前、協定締結の日から平成33年3月31日までを、変更後、令和3年9月30日までとしております。

提案理由といたしましては、桂川駅自由通路等整備工事基本協定について、工事進捗に伴い、協定額及び期間を変更する必要性が生じたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書18ページ、参考資料をお開きください。協定書の内容について説明いたします。

工事名は記載のとおりでございます。

変更協定成立日は本議案の議決を経た日となります。

3、工事費用の減額。予算総額、変更前11億7,151万1,000円、変更後10億9,788万6,000円。変更後の金額は、変更前の金額に対して93.7%となります。その差額は7,362万5,000円の減額となり、変更前の金額に対して6.3%分に相当いたします。

費用負担の減額。桂川町の負担は、変更前11億4,147万6,000円、変更後10億6,785万1,000円。変更後の金額は、変更前の金額に対して93.6%となります。その差額は7,362万5,000円の減額となり、変更前の金額に対して6.4%分に相当いたします。九州旅客鉄道株式会社の負担額に変更はなく、3,003万5,000円でございます。

このように減額となった理由は、大きく3つ挙げられます。

1つ目、コスト削減を目指して施工方法等を十分に検討し、効率的に施工できたこと。2つ目、建設資材の選定等を工夫したことから、建設費を削減することができたこと。3つ目、突発的な事案が生ずることなく、ほぼ計画工程どおりに施工することができたことから、附帯工事や管理費、安全費等を大きく削減することができたことなどでございます。

期間の変更理由は、工事期間中に設置しました仮駅舎や仮設ヤード及び駅のホームをつなぐ既存の跨線橋等について、新しい駅舎への切替後に撤去する必要があるためでございます。期間を令和3年9月30日までとし、183日間の延長となります。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） コストが7,362万5,000円下がったということで非常にありがたいんですが、そこで要因を3点挙げられましたが、その3点が、1つはコスト削減図ったこと、建設資材の工夫、突発的の事故がなかったと、3点言われましたが、それぞれ大体幾らぐらいになるのか、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） それぞれというのは、工事全体のことに関わってきますので、それはちょっと把握しておりません。申し訳ありません。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第13. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号町道路線廃止及び認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第3号町道路線の廃止及び認定について御説明いたします。

議案書19ページをお開きください。

道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止、同第8条第1項の規定により町道路線を認定するものでございます。廃止する路線の路線名は椎木・ビワタ線、道路の起点は桂川町大字土師字椎木1195番地先、終点は桂川町大字土師字ビワタ2108番地先です。認定する路線は2つあり、路線名、岩渕側道線、道路の起点は桂川町大字土師字岩渕2127番2地先、終点は桂川町大字土師字岩渕2130番1地先。路線名、ビワタ側道線、道路の起点は桂川町大字土師字ビワタ2098番1地先、終点は桂川町大字土師字ビワタ2107番地先でございます。

提案理由といたしまして、県道豆田稲築線（土師工区）の整備に伴い、既存路線が当該県道と重複することから既存路線を廃止し、既存道路の代替として整備された側道を新たに道路法上の道路として認定するに当たり、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

20ページをお開きください。

今回対象となる路線の延長と幅員について説明いたします。廃止する路線、路線番号583号、椎木・ビワタ線、延長181.2m、平均幅員4.05m。認定する路線、路線番号630号、岩渕側道線、延長176.8m、平均幅員4.53m、路線番号631号、ビワタ側道線、延長119.2m、平均幅員4.65mでございます。これらの路線は、いずれも泉河内川に架かる平成七瀬橋の東側に位置いたします。

次の21ページをお開きください。

今回、廃止する路線椎木・ビワタ線について説明いたします。上の地図は、県道豆田稲築線が整備される前のもの、当該路線は平成16年3月に認定されております。中段の地図は、県道豆

田稲築線（土師工区）が整備された後のものであり、既存町道と県道が重なっているのが見て取れます。下段の図面は、役場から総合高校に向かって見た道路断面図であり、青く表示したところ——これが町道ですが、この上に県道が整備されたことを示しております。このように町道と県道が重複することから、この町道路線を廃止するものでございます。

次の22ページをお開きください。

今回認定する岩渕側道線及びピワタ側道線について説明いたします。

ここに示す地図及び道路断面図は、県道豆田稲築線（土師工区）が整備された後のものでございます。認定する路線は、県道の整備に伴い廃止となる町道の代替として、また、南北の隣接する農地を継続して営むことを目的に整備された側道であります。県道の北側に位置する路線が岩渕側道線、南側に位置する路線がピワタ側道線であり、起点・終点は図に示すとおりでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託します。

---

#### 日程第14. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案書23ページをお願いいたします。

議案第4号桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、桂川町議会議員及び桂川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する必要が生じたため、本条例案を提出するものでございます。

次の24ページから28ページにかけて条例案を掲載いたしておりますが、その趣旨といたしましては、条例案の第1条で示しております、当該選挙において選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る、これらの3件の経費に対する公費負担に関して必要な事項を定めるものでございます。

次に、これら3件の対象経費についての概要を御説明いたします。

まず、第2条から第5条では、選挙運動用自動車の公費負担について定めているところですが、その主な内容は、一般運送契約においては、対象期間中、1日当たりの費用負担上限額を6万4,500円とすることなどを定めているところがございます。

次に、第6条から第8条に定めた選挙運動用ビラの公費負担については、その1枚当たりの単価についての上限額を1枚7円51銭——これは、1円未満は最終的には切り上げるということでございますが——定めるものでございます。なお、枚数の上限については、公職選挙法で定められた1,600枚となっていることを申し添えさせていただきます。

次に、第9条から第11条が、選挙運動用ポスターについての公費負担について定めているところがございます。ここでは、1枚当たりの作成単価525円6銭に、ポスター掲示場の数——本町は49か所、箇所がございますが——その49を乗じて得た金額に、定額である31万500円を加えた額を公費負担の上限額とするものでございます。

これら3件の上限額で試算をしたところ、約67万円の公費負担があるということで試算をしているところがございます。

なお、当該公費負担については、各候補者と有償契約を締結した業者からの請求に基づき、町が支払うということになっておりますので、承知方よろしくお願ひしたいと思います。

なお、附則にて、本条例の施行日は、公布の日と定めたところがございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第4号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第15. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案書29ページをお願いいたします。

議案第5号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、人事院規則の一部改正に伴い、本町職員の給与に関する条例の一部を改正する必要

が生じたため、本条例案を提出するものでございます。

次の30ページから31ページにかけまして条例案を掲載いたしております。

改正内容は、当ページにお示しをいたしておりますとおり、別表第2に定められた感染症防疫作業手当に、新たに第2号として、新型コロナウイルス感染症が発生している病院や宿泊施設の内部並びにこれらの施設での移動時の動線上及び車内等において、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって、対象者に接して行う作業及び対象者が使用した物件の処理に従事した職員に対しまして、日額3,000円を支払うとするものでございます。

また、当該作業において、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある者の身体に接触し、また、これらの者に長時間にわたり接して行う作業、その他、町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、日額4,000円を支払うとするものでございます。

32ページから33ページにかけて新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照ください。

また、本条例の施行日につきましては、附則にて公布の日と定めるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、今、説明していただきましたけれど、少し分かりませんので、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

この感染症防疫作業手当の中身がちょっと変わってくるわけですね。それで、今、説明を受けた限りでは、今までは感染症防疫作業に従事する職員として日額1,000円というのが今まであったわけですね。次に2項目めというのが、今回新しく追加されるわけですね。そしたら、そのところで右のほうに支給額というのが書いてございまして、日額3,000円、そして、その括弧の中に何かいろいろと詳しく書いてありまして、新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある者の体に接触して、または、これらの者に長時間にわたり接して行う作業とか書いてあるんですけど、長時間という時間は、大体どのくらいのことを言っておられるんでしょうかね。ちょっと曖昧なような感じがするんですけど、大体でいいです。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 国の人事院規則の改正並びに一般職の給与に関する法律、これは国家公務員の法律なんですけど、その改正を受けまして、今回の条例改正を行っているところでございますけども、長時間というものに対して具体的に何時間と示した概念はございませんけども、任命権者が、これはもう長時間という判断をしたら、それが長時間というところで考えられると

思います。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたらですね、これを認めた場合には、3,000円は4,000円になるんですか。

○議長（原中 政廣君） 総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 所見のとおりでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第16. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の34ページをお開きください。

議案第6号桂川町営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本議案は、町営桂川駅南側駐車場の新設に伴い、桂川町営駐車場条例の一部を改正するものです。

35ページをお開きください。

改正する内容として、改正後の12条、損害賠償の条例に2項を追加して、駐車場内での利用者に対する盗難や車両相互の接触による破損や天災等、不可抗力によって生じた損害について、町が責任を負わないことを定めております。

第7条、料金の返還では、月極駐車利用者に対しては事前の使用料が納付された後、月極利用が可能となりますが、特別な利用がある場合には、これを返還することができると定めております。

8条では、月極駐車利用者が駐車券を紛失した場合の弁償金の納付を定めております。

次の5条の駐車料金の徴収をするときには、新たに整備された南側駐車場については交通系ICカードでの支払いが可能となるため、「カード精算のとき」を追加しております。また、月極駐車場については、「承認したとき」を追加しております。

第3条では、月極駐車場の導入に伴い、月極駐車券を交付することができることを定めております。

次のページの別表第1は駐車場の位置、別表第2は駐車料金を定めております。

次の37ページ、38ページでは新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、2点ほどお尋ねします。

この月極をしたときには、どこに申し込むんでしょうか。

それとあと一つ、月極をしたときの料金、何か5,500円と書いてございますけれど、ICカードというのをどこかでもらうんですか。そして、それを入れて、毎月、自分で払っていくんですか。そのところ、詳しくお願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 月極駐車場の申込みですけれども、これは企画財政課のほうに申し込みをいただいて、使用の許可を出す形になります。その月極駐車場を許可する際に、月極駐車場専用のカードをですね、交付します。これを月極契約を許可された方にお配りして、月極駐車場を利用する方は、そのカードを自動のところにかざせば、駐車が出られる形になります。

ここで条例の中に書いてあるICカードという表現は、これはまた、月極駐車場のカードとは違うものでですね、交通系ICカードというSUGOCAとかnimocaという、こういう交通系のカードですね、クレジット精算できるカード、これも対応できる精算機になっておりますので、その内容をICカードというふうに表現しておりますので、月極駐車場のカードとは別物ということでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたらですね、月極を企画財政課に申し込んだら専用カードが交付されるわけですね。そして、そのカードで車入れたら、そしたら、この専用カードちゅうのを入れたお金、どこから、私の口座から落ちるんですか。何かそこら辺がよく分からないんですけど。

それは分かります、私の言わんとしていること。

○議長（原中 政廣君） 課長。

○企画財政課長（原中 康君） 支払いについては規則で定めますけれども、基本的には申込みがありました。そして、月5,500円の料金を1年間なり納めていただいて、そこで企画財政課のほうで月極のカードを発行するという流れになりますので、企画財政課のほうにお支払いを

いただくと、一括で頂くという形になります。

○議員（6番 吉川紀代子君） そうしたら、あれですね、申し込んだときに1か月分とか2か月分とか、そこで企画財政にはお金払うんですか。そして、そのカードをもらうんですね。分かりました。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、総務経済建設委員会に付託します。

---

### 日程第7. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の39ページをお開きください。

議案第7号桂川町駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本議案は、桂川駅南側駐輪場の新設に伴い、桂川町駐輪場条例の一部を改正するものです。

40ページをお開きください。

現在、桂川駅北側で御利用いただいております桂川駅前第1駐輪場、第2駐輪場に追加して、桂川駅南側に第3駐輪場から第5駐輪場まで、3か所の駐輪場を追加するものです。

41ページには新旧対照表をつけておりますので、御参照いただきますよう、お願いいたします。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、お伺いします。

以前ですね、北側の駐輪場のところも、何か管理人さんみたいな方がいらっしやって、常時巡回して管理していると、何かそういうふうなことを聞いたような記憶がありますが、今回、この南側が3か所ですね、できるわけですよ。その管理体制というのはどういうふうになっているんですか、同じ方なんですか。そしてまた、その方に支払う料金ちいいますか、そんなんは発生するわけですかね。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 今、駐輪場の管理ですけれども、北側のほうの御利用の中で

すね、駐輪をされる方の並べ方がちょっと悪かったりというような状況を整理していただいている管理人の方を契約して、昨年度、整理をしていただいております。来年度におきましても、新年度予算の中でそういった経費を計上しまして、管理していただく予定になっております。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。はい。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、同じ人に頼むか、新しい人に頼むか、ちょっと分かりませんが、結局、範囲が広がりますでしょ、北側と南側に今度3か所増えるわけですから、当然、その料金ちゅうのが上がってくるわけですね。管理費ちゅうのは上がらないんですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 料金についてはですね、昨年同様の額で行おうというふうに考えております。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。何かあれば、いいですか。再度、大丈夫ですか、いいですか、今の答弁で。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） それでは、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第18、議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書42ページをお願いいたします。

議案第8号について御説明申し上げます。

本議案は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容については43ページ、新旧対照表を44ページに記載しています。

議案書の43ページをお願いいたします。改正内容について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されるため、同法附則第1条の2第1項を引用している新型コロナウイルス感染症の規定の文言を整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第19. 議案第9号

○議長（原中 政廣君） 議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の45ページをお願いいたします。

議案第9号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、桂川町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の46ページをお願いいたします。条例の改正内容について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されるため、同法附則第1条の2第1項を引用している新型コロナウイルス感染症の規定の文言を整理するもので、先ほど説明のありました議案第8号と同様の改正となります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

## 日程第20. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の48ページをお開きください。

議案第10号令和2年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和2年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,238万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,339万9,000円に定めようとするものです。

5ページをお開きください。第2表継続費補正でございます。本議会にも上程しております桂川駅自由通路等整備工事基本協定の契約変更により、総額の変更と期間の延長及び年割額の変更を行うものです。

次に、7ページ、第3表繰越明許費補正をお願いいたします。桂川小学校の屋上防水及び外壁改修事業と学校給食共同調理場の空調改修事業及びその事務費につきまして、繰越明許費に追加するものです。

次の8ページ、第4表地方債補正については、上段の表については学校教育施設等整備事業以下3事業の追加、下段の変更については公共事業等以下4事業について限度額の変更をしております。

12ページをお開きください。歳入でございます。

11款1項1目地方交付税2,021万7,000円の減は、財源調整によるものです。

13ページ、14款使用料及び手数料52万2,000円の追加は、コロナ禍の巣籠りにより、ごみ袋需要が増加したことによるもの。

14ページ、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金218万5,000円の追加は実績見込みによるもの。

次の15ページ、2項4目土木費国庫補助金941万4,000円の減は、交付額の決定によるもの。4目教育費国庫補助金4,424万1,000円の追加は、公立学校情報機器整備事業費国庫補助金の追加や、桂川小学校の屋上防水及び外壁改修事業と学校給食共同調理場の空調改修事業につきまして、学校施設環境改善国庫交付金の採択を受けましたので計上をしております。

16款県支出金1項1目民生費県負担金109万2,000円の追加は実績見込みによるもの。

次の17ページ、2項9目商工費県補助金50万円の追加は、福岡県からの宿泊税交付金によるものです。

次の18ページ、22款町債1項1目農林水産業債200万円の追加。次の2目土木債300万円の追加、次の5目災害復旧事業債30万円の追加は、県同意額によるもの。6目教育債1億6,210万円の追加は、学校施設環境改善国庫交付金の採択によるもの。7目減収補填債607万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応による特例措置によるものです。

19ページからは歳出でございます。

2款総務費1項10目諸費121万1,000円の追加は、西鉄バス路線運行赤字の見込額の増加に伴うものです。

次の20ページ、3款民生費1項2目障がい者福祉費437万円の追加。

次の21ページ、4項1目保健衛生総務費118万7,000円の追加は決定見込みによるものの。

次の22ページ、2項清掃費21万8,000円の追加は、指定ごみ袋の販売増に伴うものです。

次の23ページ、6款農林水産業費、次の24ページ、8款2項道路橋梁費では財源組替えを行っております。

次の25ページ、3項都市計画費2,082万9,000円の減は、継続費の期間延長に伴い、仮駅舎撤去等の工事費を新年度に計上しておりますので、本年度分から減じております。

26ページからの10款教育費については、桂川小学校の屋上防水及び外壁改修事業と学校給食共同調理場の空調改修事業につきまして、学校施設環境改善国庫交付金の採択を受けたため、関連予算を計上しております。1項教育総務費43万5,000円の追加は事務費の計上です。

次の27ページ、2項桂川小学校費1目学校管理費1億7,545万円の追加は、設計業務委託料及び工事費の見込額を計上しております。2目教育振興費、次の28ページ、3項2目桂川東小学校教育振興費、次の29ページ、桂川中学校教育振興費では財源組替えを行っております。次の30ページ、6項共同調理場では、空調設備改修工事費を計上しております。

次の31ページ、災害復旧費では財源組替えを行っております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 学校施設の桂川小学校校舎、体育館外壁等改修事業費について質問をします。

非常に戸惑っています。桂川小学校の建て替えが焦眉の急であるということは、ずっと申し上げ

げてきました。そして、実は12月にもそのことを言い、町長は「御指摘のように、私も胸が痛む思いであります。桂川小学校のいわゆる環境的な美化環境も含めて早急に行くべき」と言われました、12月です。実は、10月16日の総合教育会議では外壁の塗り替えを行いたいと言われていたようです。

これがですね、私が戸惑っているのは、実は、僕が今住んでいる家は築50年たっています。この間、改築、増築、もうエアコンが効かないようなすーすーの家やから、いろんなことをやってきました。結局、妻に聞いたんです。「これ、家1軒以上建っていない」ちゅうたら、「2軒分は建っているやろうね」って。

ここで1億7,000万使われます。今、説明で1億7,545万かかるんですが、環境改善交付金で3,376万7,000円が、これが国から来ますので、差引きおよそ1,400万残っているわけです。これを事業債、つまり借金でやっていこうと言われてる。

何を戸惑っているかということ、学校は変えたほうがいいです、特に見た目もひどいから。でもですね、変えないかんのは中身なんです。新しい酒は新しい革袋やないといかんのです。今の時代を生きる子供たちの、今の生きる環境機器が要るわけです。そこを変えないと、新しい酒を古い革袋に入れたら破れちゃうんです。酒も、元も子もなくなる。だから、新しい酒は新しい革袋に、今を生きる子供たちにはそれなりの環境を整えて、そして、そこで新しい学習してほしいと思って、桂川小学校を何とか建ててくれんかとずうっとお願いしている。

で、この壁ができることによって、学校建つのはどこに行くんですか。町長は、そこも検討したいと言われていましたが、学校が建たんでこれだけされても何もならないと思っています。

それで、そののところを含めて、学校建設についてはどう考えなのかということをお教えください。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

議員御指摘のように、私も以前からですね、桂川小学校の教育環境といいますか、美化も含めて、何か対応が急がれるということは申し上げてきたとおりです。

今回、国の3月補正はですね、非常に財源的には有利な内容になっております。これはまた委員会等で担当のほうからも説明すると思っておりますので、それをぜひお聞き願いたいと思います。

議員が言われます——お酒の話をされましたけれども、私は、やっぱり当面する課題としてはですね、現状をできるだけ早く改善する必要があると思っています。指摘されますように、すぐにでも建て替えができるんだったらですね、それはまた考え方が違うと思いますけれども、前回のときにも申しましたように学校の再編とかですね、あるいはその再編内容によっては場所の問題とか、いろんな問題が絡んできます。そしてまた、町民の皆さんへの影響というものも非常に

大きなものがあります。そういった前段の課題というものが、まだ全然クリアされていない状況の中で、今のままで、特に桂川小学校を放置しておくのは、これは私としては、やっぱり責任があると思っています。

ですから、これは、あくまでも当面の措置ということになるかもしれませんが、今、通っている子供たちがいるわけですから、その子供たちのためにも、少なくとも屋上の雨漏り、それから外壁の改修、これを行いたい。そして、中身の問題言われましたけれども、中身の問題については、これはまた、いろんな角度からですね、検討していく必要があると思っていますが、いずれにしても、子供たちのための少しでもよい環境づくり、そういったものを進めるためにも、今回のこの事業はぜひ実施したい、そのように思っております。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） これは、総合計画のときのまちづくり住民アンケートです。この中に外壁を替えてくれというのは幾つか意見があります。それ以上に多いのは学校の建て替えなんです。もう今は、そこまで来ていると思っています。

何が心配かちゅうたら、1億何ぼ使いましたよと、だから、もう学校は終わりですと。そうじゃなくて、今言われたのは、そこをしっかりと町長の責任で取り組んでいくんだということは、そう判断してよろしいんですか。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 結構です。先ほども言いましたように、まず当面する課題、これはぜひ今回の工事でやっていきたいと思っています。

○議員（3番 柴田 正彦君） 分かりました。

○議長（原中 政廣君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 23ページの農地費、財源組替えということですけど、財源組替えの理由を説明してください。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 23ページの農地費につきましては、これは緊急自然災害防止対策事業で——少々お待ちください——水路を修繕する部分をしております。それが起債事業でできますので、200万、これが地方債のほうに行って、一般財源が200万減りましたという内容でございます。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっとよく分からない、ごめんなさい。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今の説明でよく分からない。緊急支援防止対策事業というんですか。それで、この農地費を……（「災害関係」と呼ぶ者あり）一般財源を減らして、そのお金が

下りてくるわけ。地方債って借金ですよ。よく分からない。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） お答えいたします。

当初はですね、単独債ですの話だったんですけども、起債事業で、国から緊急自然災害防止債ということで事業が適用できましたので、それを適用したということでございます。

○議長（原中 政廣君） どうぞ。

○町長（井上 利一君） まだ、納得されていないようですから。やっている事業は何も変わらないわけですね。

○議員（6番 吉川紀代子君） えっ。

○町長（井上 利一君） やっている事業。

○議員（6番 吉川紀代子君） 事業は。

○町長（井上 利一君） これは何も変わらないわけです。ただ、やっている事業の財源が、以前は一般財源でやらなきゃいけなかったのが、いろいろと測量とか調査とかやったときに、こういう国の起債の対象になりますよということになりましたので、財源の組替えを行っているということです。

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第10号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託いたします。

---

### 日程第21. 議案第11号

○議長（原中 政廣君） 議案第11号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の49ページをお願いいたします。

議案第11号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,362万

1,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項1目保険給付費等交付金4万9,000円の増額は、財源調整によりお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

7款1項3目償還金は、国庫負担金等の精算返還金として4万9,000円の増額をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。14時です、10分より再開します。暫時休憩。

午後2時00分休憩

-----  
午後2時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

議案第10号に、吉川議員の質問に対して、担当課長より訂正の申出がありましたので、先に受けたいと思います。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案第10号の吉川議員の御質問の中で、駐輪場の管理委託について、予算を昨年度と今年度でどうしたのかという内容がございました。それにつきまして、私のほうで、昨年同様、今年度の委託をしている旨の発言がありましたけれども、まだ、令和3年度予算、上程する前の状況であり、このような同等というような発言が適切ではないということで訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

## 日程第22. 議案第12号

○議長（原中 政廣君） 議案第12号令和3年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書50ページをお開きください。

議案第12号令和3年度桂川町一般会計予算について説明いたします。

提案理由といたしまして、令和3年度桂川町一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,957万7,000円と定めようとするものです。

第2条、継続費につきましては、8ページの第2表継続費にて説明いたします。

第3条、地方債につきましては、10ページ、第3表地方債にて説明いたします。

第4条、一時借入金では、借入れの最高額を7億円と定めるものです。

第5条では、歳出予算の流用について、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の間で流用ができるよう定めるものです。

それでは、8ページをお開きください。第2表継続費でございます。8款土木費において、新規に町営住宅二反田団地第2期建設事業費10億2,881万8,000円を令和3年から令和4年において計上しております。次の9ページに、参考として、継続費の事業進行状況等に関する調書を掲載しております。

10ページをお開きください。第3表地方債について、公共事業以下4事業について地方債の限度額を定めております。次の11ページに、参考として、地方債の各年度末における現在高の見込み等に関する調書を記載いたしております。

14ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項町民税は4億6,321万6,000円で、1目個人4億2,184万2,000円、2目法人4,137万4,000円。

次の15ページ、2項1目固定資産税4億7,461万7,000円、2目国有資産等所在町交付金及び納付金825万2,000円。

次の16ページ、3項軽自動車税4,393万円の計上は、前年度実績等を考慮し、計上したものです。

次の17ページ、4項1目町たばこ税1億802万5,000円。

次の18ページ、2款1項1目自動車重量譲与税3,960万5,000円は、地方財政計画の伸び率等を勘案したものです。

以下、同様の算出で、次の19ページ、2項1目地方揮発油譲与税1,408万1,000円。

次の20ページ、3項1目森林環境譲与税186万6,000円。

次の21ページ、3款利子割交付金226万2,000円。

次の22ページ、4款配当割交付金420万円。

次の23ページ、5款株式等譲渡所得割交付金466万3,000円。

次の24ページ、6款法人事業税交付金983万3,000円。

次の25ページ、7款地方消費税交付金2億6,796万7,000円。

次の26ページ、8款ゴルフ場利用税交付金1,811万9,000円。

次の27ページ、環境性能割交付金672万6,000円。

次の28ページ、10款地方特例交付金1,370万4,000円を計上しております。

次の29ページ、11款地方交付税18億4,979万2,000円の計上をいたしておりますが、その内訳といたしまして、普通交付税におきましては、令和2年度決定額から2.6%増の17億5,766万7,000円を見込みまして、当初予算での計上額は、財源留保額1億787万5,000円を差し引いた16億4,979万2,000円の計上としております。また、特別交付税につきましては、令和元年度決定額2億5,465万3,000円から20%減の2億円を計上しております。

次の30ページ、12款交通安全対策特別交付金204万2,000円は、過去の実績等を勘案したものです。

次の31ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金4,606万4,000円の計上は、各サービスの利用等を見込んだ計上でございます。

次の32ページ、14款1項使用料6,149万2,000円の計上は、1目総務使用料から6目教育使用料に係る各町有施設の使用料等について、利用者等を見込み、計上しております。なお、5目土木使用料では、湯ノ浦森林公園におけるキャンプサイトに係る都市公園使用料や、新規に桂川駅南側自動車整理場使用料を計上しております。

次に、35ページをお願いいたします。2項手数料5,086万6,000円の計上は、1目総務手数料から4目土木手数料まで、前年度実績等を考慮し、計上しております。

次の37ページ、15款1項国庫負担金5億4,803万8,000円は、1目民生費国庫負担金について、説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上です。2目教育費国庫負担金は廃目となっております。

次の38ページ、2項国庫補助金2億6,744万9,000円は、1目総務費国庫補助金から5目教育費国庫補助金の各事業に係る国庫補助金の計上によるものです。

次の40ページ、3項国庫委託金295万9,000円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業国庫委託金まで、各受託事業に係る委託金の計上によるものです。

次の41ページ、16款1項県負担金4億6,823万9,000円は、1目の民生費県負担金から5目土木費県負担金までの各事業に係る県負担金の計上をしております。教育費県負担金は

廃目です。

次に、43ページ、2項県補助金1億1,915万2,000円の計上は、1目総務費県補助金から7目教育費県補助金まで、各事業に係る県補助金の計上。

次に、46ページ、3項県委託金2,873万2,000円は、1目総務費県委託金から3目教育費県委託金まで、各受託事業に係る委託金の計上です。土木費県委託金については廃目となっております。

次の47ページ、17款1項1目財産貸付収入132万2,000円は、前年度実績等を考慮し、計上しております。次の2目利子及び配当金417万6,000円は、説明欄に記載しております各基金の運用収入の計上です。

次の48ページ、2項1目不動産売払い収入653万9,000円は、旭ヶ丘団地1区画分の売払い収入相当額を計上しております。

次の49ページ、18款1項1目一般寄附金1億円は、ふるさと応援寄附金の計上です。

次の50ページ、19款1項基金繰入金2億4,273万1,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。泉ヶ丘団地污水处理施設管理基金繰入金は廃目となっております。

次の51ページ、20款1項1目繰越金6,000万円の計上は、前年度繰越金でございます。

次の52ページ、21款諸収入1項1目延滞金10万円は、町税延滞金を計上しております。

次の53ページ、2項1目町預金利子1,000円の計上です。

次の54ページ、3項1目貸付金元利収入18万3,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金元利収入等の計上です。

次の55ページ、4項1目弁償金2,000円は、それぞれ存置科目として計上しております。2目雑入1億13万4,000円は、55ページから58ページにかけて記載しております説明項目の各収入について、前年度実績等を考慮し、計上しております。

次の59ページ、22款町債1項1目土木債2億8,170万円は、1節公共事業等債から3節公営住宅事業債まで、説明欄に記載しております各事業債の計上です。次の2目臨時財政対策債1億9,468万2,000円は、令和2年度実績額に地財計画の伸び率を考慮して計上いたしております。農林水産事業債、消防債は廃目です。

次の60ページからは歳出でございます。

1款1項1目議会費6,755万7,000円は、議員報酬及び事務局職員の人件費と議会運営費を計上しております。

次に、62ページ、2目特別委員会費4万7,000円は、決算審査特別委員会に係る費用弁償の計上をしております。

次の63ページからの2款1項1目一般管理費3億470万5,000円は、特別職及び一般職に係る人件費と総務一般管理に係る事務経費の計上です。

次に、66ページ、2目文書広報費639万3,000円は、各事務等に係る経費の計上、3目財政管理費318万円は、予算事務等に係る経費及び基金運用収入の積立金の計上。

次の67ページ、4目会計管理費123万6,000円は、出納事務に係る経費の計上、5目財産管理費3,576万8,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上です。なお、新規に公共施設マネジメントシステム更新業務委託料を計上しております。

次に、69ページからの6目企画費8,170万2,000円は、地域おこし協力隊員報酬、ふるさと応援寄附金事業費等の計上です。なお、本年度は、ふるさと応援寄附金PRパンフレット作成業務委託料や空き家・空き地データベース化事業委託料等を新規に計上。また、結婚新生活応援事業補助金の増額等の計上を行っております。

次に、71ページ、7目企画広報費453万円は、広報「けいせん」の発行に係る費用の計上です。

次の72ページ、8目土地対策費2万8,000円は、事務に係る経費の計上です。次の9目電算管理費1億327万9,000円の計上は、電算システム等に関する費用の計上です。なお、新規に次期セキュリティークラウド移行業務委託料、ADサーバー・ファイルサーバー機器更新業務委託料、電算室空調設備更新工事を計上しております。

次に、74ページからの10目諸費3,399万7,000円は、区長会経費、防犯外灯経費、西鉄バス路線運行補助金等の計上です。

次の76ページ、11目公平委員会費8万9,000円は、委員報酬等運営費の計上、次の12目防災諸費736万5,000円は、自主防災組織の運営費や防災行政無線システム保守等に係る経費の計上です。

次の78ページ、2項1目税務総務費7,951万4,000円は、職員人件費と過誤納還付金等の計上です。

次の79ページからの2目賦課徴収費916万1,000円は、事務に係る経費の計上でございます。新規に軽自動車税システム改修業務委託料や画地比準計算業務委託料を計上しております。

次に、81ページから3項1目戸籍住民基本台帳費5,195万1,000円は、人件費や住基ネットワークシステム、戸籍及びマイナンバーカード等の事務に係る経費の計上です。

次の83ページ、4項1目選挙管理委員費68万4,000円は、委員報酬等運営費の計上です。2目選挙常時啓発費21万円は、事務経費の計上です。次の3目衆議院議員総選挙費953万円は、今年10月の任期満了による選挙事務の関連経費の計上です。

次の８６ページ、５項１目統計調査総務費６，０００円、２目指定統計費４３万７，０００円は、統計事務関係経費の計上です。国勢調査費は廃目となっております。

次の８７ページ、６項１目監査委員費８０７万６，０００円は、監査委員の報酬及び職員人件費と事務局に係る事務費の計上です。

次に、８９ページの３款民生費１項１目社会福祉総務費２億３，０７４万９，０００円は、職員人件費と福祉事業に係る助成金や国保特別会計への繰出金等の計上です。

次に、９１ページからの２目障害者福祉費５億９，４１５万１，０００円は、障害者自立支援給付費等の計上でございます。

次に、９２ページ、３目老人福祉費２億８，５３０万７，０００円は、職員人件費と各種高齢者福祉サービス事業費や後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上です。

次に、９４ページ、４目重度障害者医療費５，２２１万３，０００円、次の９５ページ、５目子ども医療費４，９９８万５，０００円、次の６目独り親家庭医療費９８５万円、次の９６ページ、７目未熟児療育医療費５９４万４，０００円は、いずれも医療扶助費の計上が主なものです。次の８目介護保険事業費２億７，４１５万７，０００円は、福岡県介護保険広域連合に対する負担金等の計上です。

次の９７ページ、９目介護予防事業費５，５４５万３，０００円は、職員人件費及び介護予防に係る委託料費の計上です。

次に、９９ページ、１０目地域包括支援センター事業費４，２６６万３，０００円は、職員人件費や認知症地域支援に係る委託料等の計上です。新規に軽自動車、ノートパソコン等の備品購入費を計上しております。

次に、１０２ページからの１１目総合福祉センター費４，６２４万６，０００円は、施設の管理運営費の計上です。なお、新規にガラス飛散防止フィルム貼り委託料を計上しております。

次の１０３ページ、１２目男女共同参画費３８万６，０００円では、委員報酬や講師謝礼等を計上しております。

次の１０４ページ、２項１目児童福祉総務費２億１，４９２万１，０００円は、子ども・子育て会議の運営費や善来寺保育園等に対する保育給付費負担金等の計上です。

次の１０５ページ、２目児童措置費２億８８７万７，０００円は、児童手当等の計上です。次の３目児童福祉施設費３，３０９万１，０００円は、学童保育所の運営委託料等の計上です。

次の１０６ページからの４目子育て支援費４，５７１万２，０００円は、職員人件費や子育て支援センター「ひまわりのたね」の運営費等を計上しております。なお、新規に定住自立圏病児保育事業負担金として７４万４，０００円を計上しております。

次に、１０８ページからの５目土師保育所費１億２，４８７万１，０００円、次の１１０ページ

からの6目吉隈保育所費1億2,874万2,000円は、職員人件費を含む保育所運営費の計上です。両保育所とも、新規の計上として、英語指導業務委託料を計上しております。

次の114ページ、3項1目国民年金費576万2,000円は、職員人件費及び国民年金事務に係る経費の計上。

次の115ページ、4項1目同和対策総務費845万4,000円は、同和対策推進助成金等の計上です。次の2目人権センター運営費1,460万2,000円は、職員人件費とセンター運営費等の計上です。

次に、117ページからの3目人権・同和問題協議会運営費209万3,000円は、委員報酬等の計上です。

次の119ページからの4款衛生費1項1目保健衛生総務費5,003万7,000円は、職員人件費や各種保健衛生事業に係る負担金、補助金等の計上です。

次に、121ページからの2目予防費5,108万2,000円は、各種予防接種に係る委託料等の計上です。なお、新規に任意予防接種ワクチン再接種費用補助金を計上しております。

次の122ページからの3目環境衛生費2,438万1,000円は、町管理の汚水処理施設に係る管理経費や合併処理浄化槽の設置に係る補助金等の計上です。なお、新規に泉ヶ丘団地汚水処理施設修繕工事を計上しております。

次の123ページからの4目健康づくり推進費4,996万4,000円は、各種健診委託料等の計上です。新規に健康増進計画・食育推進計画策定委託料を計上しております。

次に、127ページからの2項1目清掃総務費3億769万4,000円は、ごみ処理に関する各種委託料や福岡県央環境広域施設組合に対する負担金等の計上です。

次の129ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費1,088万7,000円は、職員人件費の計上です。

次の130ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費2,043万4,000円は、嘉麻・桂川広域シルバー人材センターに対する委託料等の計上です。次の2目職業訓練費264万1,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上です。

次の131ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費606万4,000円は、委員会運営費等の計上です。

次の132ページからの2目農業総務費4,340万3,000円は、職員人件費や農業施設の維持管理費、各種負担金等の計上です。なお、新規にため池劣化状況評価業務委託料を計上しております。

次に、134ページ、3目農業者年金費11万円は、事務費の計上です。次の4目農業振興費1,763万3,000円は、農業振興に係る各種補助金等の計上です。

次に、136ページ、5目畜産業費3,000円は、職員出張旅費の計上です。次の6目農地費1,945万3,000円は、職員人件費と水利施設等の改修工事関連経費の計上です。

次の138ページ、2項1目林業総務費39万9,000円、2目林業振興費10万2,000円は、負担金等の計上。なお、1目林業総務費では、新規に森林保険料を計上いたしております。次の3目荒廃森林整備事業費210万円は、委託料等の計上です。

次の139ページからの7款商工費1項1目商工総務費1,093万6,000円は、職員人件費と商工会助成金等の計上、次の2目商工振興費389万1,000円は、商工まつり助成金や住宅改修事業補助金等、商工振興に係る経費の計上です。

次の140ページ、次の3目観光費76万6,000円は、定住自立圏観光ルート開発事業費負担金等の計上です。

次の141ページからの8款土木費1項1目土木総務費1,495万4,000円は、道路管理に係る会計年度任用職員人件費や草刈り委託料、また、木造戸建て住宅の耐震改修促進事業、ブロック塀等撤去に係る補助金等の計上です。

次の143ページ、2項1目道路橋梁総務費3,470万7,000円は、職員人件費と町道路線に関する道路台帳作成業務委託料の計上。なお、新規に道路台帳既成図数値化業務委託料を計上しております。次の2目道路橋梁維持費6,124万円は、道路及び橋梁に係る維持修繕に関する経費の計上です。新規に桂川駅自由通路エレベーターの電気料や保守点検業務委託料を計上しております。次の3目道路橋梁新設改良費3,694万9,000円は、道路新設改良整備のための改修費、土地購入費等の計上です。

次の145ページ、4目交通安全対策費500万円は、交通安全に係る施設整備費の計上です。

次の146ページ、3項1目都市計画総務費1,649万8,000円は、職員人件費及び都市計画関係事務費等の計上です。12節委託料では、平成6年8月に決定された都市計画道路7路線について、福岡県都市計画道路検証方針に基づき、都市計画道路の変更について検証を行うための都市計画道路検証業務委託料を新規に計上しております。

次の147ページ、2目街路事業費301万5,000円は、建築行為等に係る道路後退用地整備に関する経費の計上です。

次の148ページ、3目公園費1,234万5,000円は、都市公園等に係る維持管理費及びゆのうら体験の杜施設管理業務委託等に係る経費の計上です。次の4目駐車場等費264万8,000円は、桂川駅前駐輪場及び自動車整理場に係る管理費の計上です。新規に桂川駅南側自動車整理場管理業務委託料、駐車場巡回業務委託料、桂川駅浄化槽維持管理業務委託料等計上しております。

次の149ページ、5目都市再生整備事業費2,082万9,000円は、桂川駅自由通路等整

備工事基本協定における仮駅舎撤去等の工事費を計上しております。

次の150ページからの4項1目住宅管理費2,542万3,000円は、職員人件費や町営住宅に係る維持管理費、使用料滞納対策経費等の計上です。新規に町営住宅長寿命化計画策定委託料を計上しております。

次に、152ページからの2目住宅建設費4億2,491万4,000円は、職員人件費や町営住宅二反田団地建て替え第2期建設工事の関連経費の計上です。

次に、154ページからの9款1項1目非常備消防費2億3,283万5,000円は、町消防団に係る活動費や飯塚地区消防組合負担金等の計上。

次に、156ページ、2目消防施設費257万円は、消火栓改良工事費等の計上。次の3目水防費17万6,000円は、災害対応に係る経費の計上です。

次の157ページ、10款教育費1項1目教育委員会費274万7,000円は、委員会運営費です。次の2目事務局費6,095万6,000円は、160ページにまでかけて特別職及び職員人件費と事務局に係る事務費、スクールソーシャルワーカー報酬や学校地域支援本部の運営費の計上です。新規に幼稚園有識者会議委員報酬を計上しております。

次の161ページからの各小中学校費においては、新規に学習支援員等委託料、またはスクールサポートスタッフ委託料、また、1人1台タブレット端末用管理保守委託料を計上しております。2項1目桂川小学校学校管理費4,285万2,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費等の計上。

次に、163ページからの2目教育振興費4,122万6,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、就学援助費、その他教育振興に係る経費の計上です。

次に、165ページからの3項1目桂川東小学校学校管理費2,357万9,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費等の計上です。

次に、167ページからの2目教育振興費768万2,000円は、桂川学力アップ推進事業や就学援助費等、教育振興に係る経費の計上です。

次に、169ページからの4項1目桂川中学校学校管理費3,696万9,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費等の計上です。新規にグラウンド防球ネット設置工事等を計上しております。

次に、175ページからの2目教育振興費4,472万4,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金及び就学援助費等、教育振興に係る経費の計上です。

次に、174ページからの5項1目桂川幼稚園費3,184万9,000円は、職員人件費と町立幼稚園運営費の計上です。

177ページからの6項1目共同調理場費7,945万3,000円は、職員人件費と施設の維持管理費等に係る経費の計上です。なお、老朽化による真空冷却機の新規購入費を計上しております。

次に、180ページからの7項1目社会教育総務費4,219万9,000円は、職員人件費や社会教育全般に係る経費の計上です。

次に、182ページ、2目公民館費1,420万8,000円は、地域はつらつ応援助成金をはじめとする地域公民館事業の関連経費の計上です。なお、天道区及び土師四区に対する地域公民館建設費補助金を計上しております。

次の183ページ、3目青少年問題対策費107万6,000円は、青少年健全育成に係る経費の計上、次の4目文化財保護費1,177万8,000円は、王塚古墳をはじめとする町内文化財の保護・調査に係る経費の計上です。

185ページからの5目住民センター費1,427万2,000円は、施設の維持管理費等の計上です。新規に特定建築物等定期報告業務委託料及びガラスフィルム貼りつけ委託料を計上しております。

次の186ページからの6目王塚装飾古墳費3,145万6,000円は、職員人件費や古墳館の運営費等の計上。なお、福岡県立美術館所蔵品巡回展「移動美術館展」負担金を新規計上しております。

次に、188ページからの7目図書館費3,882万8,000円は、職員人件費と図書館運営費の計上です。

次に、190ページからの8目人権教育費532万5,000円は、人権教育に係る啓発費等の計上です。

次に、192ページ、8項1目保健体育総務費914万1,000円は、スポーツ振興に係る関係経費や町体育協会補助金等の計上です。なお、東京2020オリンピック聖火リレーに係る負担金456万6,000円を計上しております。

次の193ページ、2目体育施設費1,006万8,000円は、町有体育施設等の維持管理費等の計上です。

次に、194ページからの3目総合体育館費3,237万円は、職員人件費と施設の維持管理費等の計上です。新規に湯の浦キャンプ場やセントラルロッジの解体関係費を計上しております。

次の195ページからの4目グラウンドゴルフ場費814万6,000円は、施設の維持管理経費の計上です。

次に、197ページ、11款災害復旧費1項1目鉦害復旧相談窓口費20万1,000円は、特定鉦害復旧対策の申出に伴う取次事務に係る経費の計上です。

次の198ページ、12款公債費1項1目元金3億9,366万4,000円、2目利子1,810万4,000円は、前年度までの地方債借入金に対する元利償還金と一時借入金の償還利子の計上です。

次の199ページ、13款1項1目予備費700万円は、前年度と同額の計上です。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

---

### 日程第23. 議案第13号

○議長（原中 政廣君） 議案第13号令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦税務課長。

○税務課長（秦 俊一君） 議案書51ページをお願いいたします。

議案第13号令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、令和3年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書にて御説明申し上げます。

予算書2ページをお願いいたします。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205万1,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金35万1,000円は、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金を見込みにより計上しています。

8ページをお願いいたします。2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入6万1,000円、2目住宅新築資金貸付金元利収入101万5,000円、3目宅地取得資金貸付金元利収入61万円、9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円は、それぞれの実績を参考に貸付金の償還額を見込みにより計上しております。

10ページをお願いいたします。3款繰越金1項1目繰越金1,000円は、前年度繰越金の存置科目をお願いしております。

11ページ、4款諸収入1項1目雑入1,000円は、民事執行予納金の還付の受入先として存置科目をお願いしております。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費205万1,000円は、弁護士委託料や競売になった場合の予納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第24. 議案第14号

○議長（原中 政廣君） 議案第14号令和3年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書52ページをお開きください。

議案第14号令和3年度桂川町土地取得特別会計予算について説明いたします。

提案理由といたしまして、令和3年度桂川町土地取得特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で説明いたします。

桂川町土地取得特別会計予算書の2ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,051万7,000円と定めようとするものです。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入1項1目利子及び配当金1万7,000円は、土地開発基金預金利子の計上です。次の8ページ、2款繰入金1項1目土地開発基金繰入金1,050万円は、前年度と同額の計上です。

9ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項1目財産管理費1万7,000円は、土地開発基金への預金利子積立金の計上です。

次の10ページ、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円は、前年度と同額の土地購入費及び購入に係る測量調査委託料保証金の計上です。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第25. 議案第15号

○議長（原中 政廣君） 議案第15号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の53ページをお願いいたします。

議案第15号令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和3年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第

211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,606万1,000円に定めようとするものでございます。第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は2億7,741万7,000円をお願いしております。

9ページをお願いいたします。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税は14万2,000円お願いしております。

10ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料は12万円をお願いしております。

11ページをお願いいたします。3款1項1目災害臨時特例補助金は、存置科目として1,000円お願いしております。次の総務費国庫補助金は廃目となっております。

12ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付費等交付金13億697万7,000円の内訳は、医療給付費の支払いとして県から交付される普通交付金12億7,375万7,000円や、保険者努力支援制度や特別調整交付金等として県から交付される特別交付金3,322万円となっております。

13ページをお願いいたします。4款2項1目財政安定化基金交付金は、存置科目として1,000円お願いしております。

14ページをお願いいたします。5款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険給付費等支払準備基金預金利子として2万5,000円をお願いしております。

15ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金は1億6,026万3,000円お願いしております。

16ページ、7款1項1目療養給付費交付金繰越金及び2目その他繰越金は、存置科目として、それぞれ1,000円お願いしております。

17ページをお願いいたします。8款1項1目延滞金は10万1,000円、2目加算金は、一般被保険者分と退職被保険者等分として、それぞれ1,000円の存置科目としてお願いしております。3目過料も、存置科目として1,000円お願いしております。

18ページ、8款2項1目預金利子は、存置科目として1,000円お願いしております。

19ページをお願いいたします。8款3項1目特定健康診査等受託料も、存置科目として1,000円をお願いしております。

20ページをお願いいたします。8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、

2目退職被保険者等第三者行為納付金、3目一般被保険者返納金、4目退職被保険者等返納金、5目療養給付費等負担金、6目療養給付費等交付金、7目特定健康診査等負担金、8目雑入は、存置科目として、それぞれ1,000円をお願いしております。

21ページ、一部負担金は廃款、廃項、廃目となっております。

22ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、22ページから23ページに記載しており、職員2名分の人件費並びに国保事務等に関する経費1,649万2,000円をお願いしております。

23ページ、1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金は102万3,000円をお願いしております。

24ページをお願いいたします。1款2項1目賦課徴収費は14万6,000円、25ページ、1款3項1目運営協議会費は60万円、26ページ、1款4項1目医療費適正化特別対策事業費318万7,000円は、医療費適正化やレセプト点検等に関する経費でございます。2目収納率向上特別対策事業費は51万2,000円をお願いしております。

27ページをお願いいたします。趣旨普及費は、廃項、廃目となっております。

28ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費は11億2,003万8,000円、2目退職被保険者等療養給付費は1,000円の存置科目、3目一般被保険者療養費は1,578万6,000円、4目退職被保険者等療養費は1,000円の存置科目、5目診査支払手数料は248万5,000円をお願いしております。

29ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養給付費は1億6,461万9,000円、2目退職被保険者等高額療養費は1,000円の存置科目、3目一般被保険者高額介護合算療養費は500万円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費は1,000円の存置科目をお願いしております。

30ページをお願いいたします。2款3項1目一般被保険者移送費は10万円、2目退職被保険者等移送費は1,000円の存置科目をお願いしております。

31ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金は、20件分、840万5,000円お願いしております。

32ページ、2款5項1目葬祭給付費は、40件分、120万円をお願いしております。

33ページをお願いいたします。3款は、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金となっております。3款1項1目一般被保険者医療給付費分は2億6,886万3,000円、2目退職被保険者等医療給付費分は13万9,000円、34ページ、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は8,345万6,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は1万8,000円をお願いしております。

35ページ、3款3項1目介護納付金分は2,844万9,000円をお願いしております。

36ページをお願いいたします。4款1項1目その他共同事業事務費拠出金は、退職者医療年金受給者リスト作成費用負担金として1,000円を、国民健康保険団体連合会からの通知によりお願いしております。

37ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費135万9,000円、2目疾病予防費は19万2,000円をお願いしております。

38ページをお願いいたします。5款2項1目特定健康診査等事業費は、38ページから39ページに記載しており、特定健康診査及び特定保健指導に関する事業費として2,175万8,000円をお願いしております。

40ページをお願いいたします。6款1項1目国民健康保険給付費等支払準備基金積立金は、基金預金利子積立金として2万6,000円をお願いしております。

41ページをお願いいたします。7款1項1目利子は、一時借入金利子として20万円をお願いしております。

42ページをお願いいたします。8款1項1目一般被保険者保険税還付金は150万円、2目退職被保険者等保険税還付金と3目償還金は1,000円の存置科目をお願いしております。

43ページをお願いいたします。9款1項1目予備費は500万円お願いしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

## 日程第26．議案第16号

○議長（原中 政廣君） 議案第16号令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案書の54ページをお願いいたします。

議案第16号令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和3年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,356万8,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料は、年金から徴収する保険料で9,736万円、2目普通徴収保

除料は、納付書、口座振替等により徴収する保険料で、現年度分4,005万6,000円、滞納繰越分42万円をお願いしております。

8ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料は、100件分、1万円をお願いしております。

9ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金は1,423万2,000円、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を補填するもので、5,868万8,000円をお願いしております。

10ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金230万円、11ページ、5款1項1目保険料還付金は50万円。

12ページ、5款2項1目雑入は1,000円の存置科目、13ページ、5款3項1目延滞金も1,000円の存置科目でお願いしております。

14ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、14ページから15ページに記載しており、短時間勤務会計年度任用職員1名分と職員1名分の人件費として686万4,000円をお願いしております。

16ページをお願いいたします。1款2項1目徴収費は69万1,000円をお願いしております。

17ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の分担経費及び保険料等の納付として2億451万3,000円をお願いしております。

18ページ、3款1項1目保険料還付金は50万円。

19ページ、4款1項1目予備費は100万円をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

## **日程第27. 議案第17号**

○議長（原中 政廣君） 議案第17号令和3年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第17号について御説明申し上げます。

議案書55ページをお開きください。

本議案は、令和3年度桂川町水道事業会計予算でございます。

本予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、本議会での議決に付するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条、業務の予定量は、給水戸数5,914戸、年間の有収水量は134万7,336 $m^3$ 、1日平均有収水量は3,691 $m^3$ を予定いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款水道事業収益では2億3,188万9,000円を予定しております。支出では、第1款水道事業費用として2億2,056万3,000円を予定しています。差引きの事業収益では1,132万6,000円の黒字を見込んでいます。

3ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の予定はありません。支出では3,194万3,000円を予定しています。また、収入が支出に対して不足する額3,194万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,066万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額127万8,000円で補填するものでございます。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない経費として、職員の給与費7,512万円を定めています。

6条では、棚卸資産の購入限度額を200万円と定めております。

予算内容につきましては、25ページからの令和3年度桂川町水道事業会計予算説明書で御説明させていただきます。

25ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益の2億2,144万3,000円は水道使用料金、2目受託工事収益1,000円は修繕料、3目その他の営業収益154万4,000円は、各種手数料及び口径別納付金として、それぞれの調定見込額を計上いたしております。2項1目受取利息及び配当金は、預金利息として58万2,000円。

26ページをお開きください。2目長期前受金戻入は831万7,000円、4目雑収益は1,000円を、それぞれ計上いたしております。3項1目過年度損益修正益1,000円は、存置科目として計上いたしております。

27ページをお開きください。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費8,899万2,000円は、浄水費に係る経費で、主なものは職員3名分と会計任用職員3名分の人件費、施設の維持管理に伴う委託費、修繕費、動力費、検査手数料、施設の整備等を計上いたしております。

29ページをお開きください。2目配水及び給水費3,941万2,000円は、給配水設備等に係る経費で、主なものは水道設備の維持管理を担当する職員2名分と会計任用職員1名分の人

件費、水道配水管の漏水調査委託料、修繕費等を計上いたしております。

30ページをお開きください。3目受託工事費1,000円は、材料費を存置科目として、4目総係費3,224万5,000円は、経理事務全般に係る庶務的経費で、主なものは関係職員3名分と会計任用職員1名分の人件費、検針人や集金人に対する委託料、口座振替手数料等をそれぞれ計上いたしております。

31ページをお開きください。5目減価償却費4,018万3,000円は、浄水場の建物、構築物、機械及び装置、水利権の減価償却でございます。6目資産減耗費196万3,000円は、機械及び装置等の除却費、7目その他営業費1,000円は、存置科目としてそれぞれ計上いたしております。

32ページをお開きください。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費409万2,000円は企業債借入利息、2目消費税1,262万2,000円は消費税見込額、3目雑支出1,000円は、存置科目としてそれぞれ計上いたしております。3項1目過年度損益修正損1,000円は、存置科目を計上いたしております。

33ページをお開きください。4項1目予備費、予備費として100万円を計上いたしております。

31ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入についての予定はありません。

支出でございます。1款資本的支出1項1目メーター費29万円は、メーター器の購入費として、2目建設改良費700万円は、豆田浄水場のろ過池連絡管の更新工事費として、4目固定資産購入費675万4,000円は、浄水場などにおける機械及び装置の購入費をそれぞれ計上いたしております。

2項1目企業債償還金1,688万9,000円は、企業債借入金の元金分を計上いたしております。

4項1目予備費、予備費として100万円を計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

---

## 日程第28. 報告第1号

○議長（原中 政廣君） 報告第1号工事請負契約の変更の専決処分についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 報告第1号専決処分について御説明いたします。

議案書56ページをお開きください。令和2年10月28日に、臨時議会において議決を受け

ました総合福祉センターガスヒートポンプエアコン更新等設備工事請負契約について、次のとおり工事請負契約の一部を変更し、令和3年1月13日付で専決処分したので御報告いたします。

工事名、工事請負人につきましては記載のとおりでございます。

工事請負額、変更前8,140万円（消費税含む）、変更後8,333万4,900円（消費税含む）。

工期、変更前、契約の効力発生の翌日から令和3年1月15日までを、変更後は令和3年2月5日までとしております。

変更の理由につきまして、総合福祉センターガスヒートポンプエアコン更新等設備工事について、工事の進捗に伴い工事費用及び期間を変更する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書58ページをお開きください。変更の内容について御説明いたします。

請負契約額の増額、変更後の金額は8,333万4,900円、これは変更前の金額に対して102.4%となります。その差額は193万4,900円の増額となり、変更前の金額に対して2.4%分に相当いたします。

期間の変更理由、非常用発電機は受注生産品であり、その製作に時間を要したため、期間を令和3年2月5日まで21日間延長いたしました。

主な変更内容について御報告いたします。

エアコン室内機の設置数が90台から85台に減り、68万1,000円の減額となっております。

次に、LPガス非常用発電機設備工事につきましては、基礎工事が追加され181万円の増となっております。

次に、供給設備工事、ガス配管等でございますが、実績に伴う変更で68万8,000円の増額となっております。

次の議案書59ページをお開きください。図1は、屋内空調設備配置図を示しております。室内機85台の位置を示しているものでございます。

次の60ページをお開きください。図2は、屋上の空調設備配置図を示しております。図の中で赤く示している印は、電源切替盤及び非常用LPガス発電機を示しており、これらの基礎を追加して設置しております。

以上、簡略な説明ではございますが、専決処分の御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長に説明に対し、質疑ありません。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。この一番最後の地図を見せていただいても、私、分からないんですけど、位置変更ってありますけど、位置は何で変更したんですか。

○議長（原中 政廣君） 小金丸課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の質問にお答えいたします。失礼します。

当初、計画しておりました位置につきましては、建物の構造を考慮したときに、はりの上に発電機を載せたほうが建物に負荷がかからない、補強する必要がないということで変更になりました。この位置に変更となっております。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 難しいこと、よく分からないけど、元は、はりの上じゃなかったんですね。そしたら、はりの上に載せたほうがいいちゆうことになった。最初、誰が設計したか知らないけど、それ、最初気がつかなかったんですか。そして、これによって、お金が上がったんでしょ。気がつかなかったんですね。そうですか。はい。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員、よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） それではですね、質疑なしと認めます。——これで質疑を終わります。失礼しました。

報告第1号工事請負契約変更の専決処分についてを終わります。

---

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後3時21分散会

---